

なんしんの現況
2015

NANSHIN Disclosure

ディスクロージャー誌

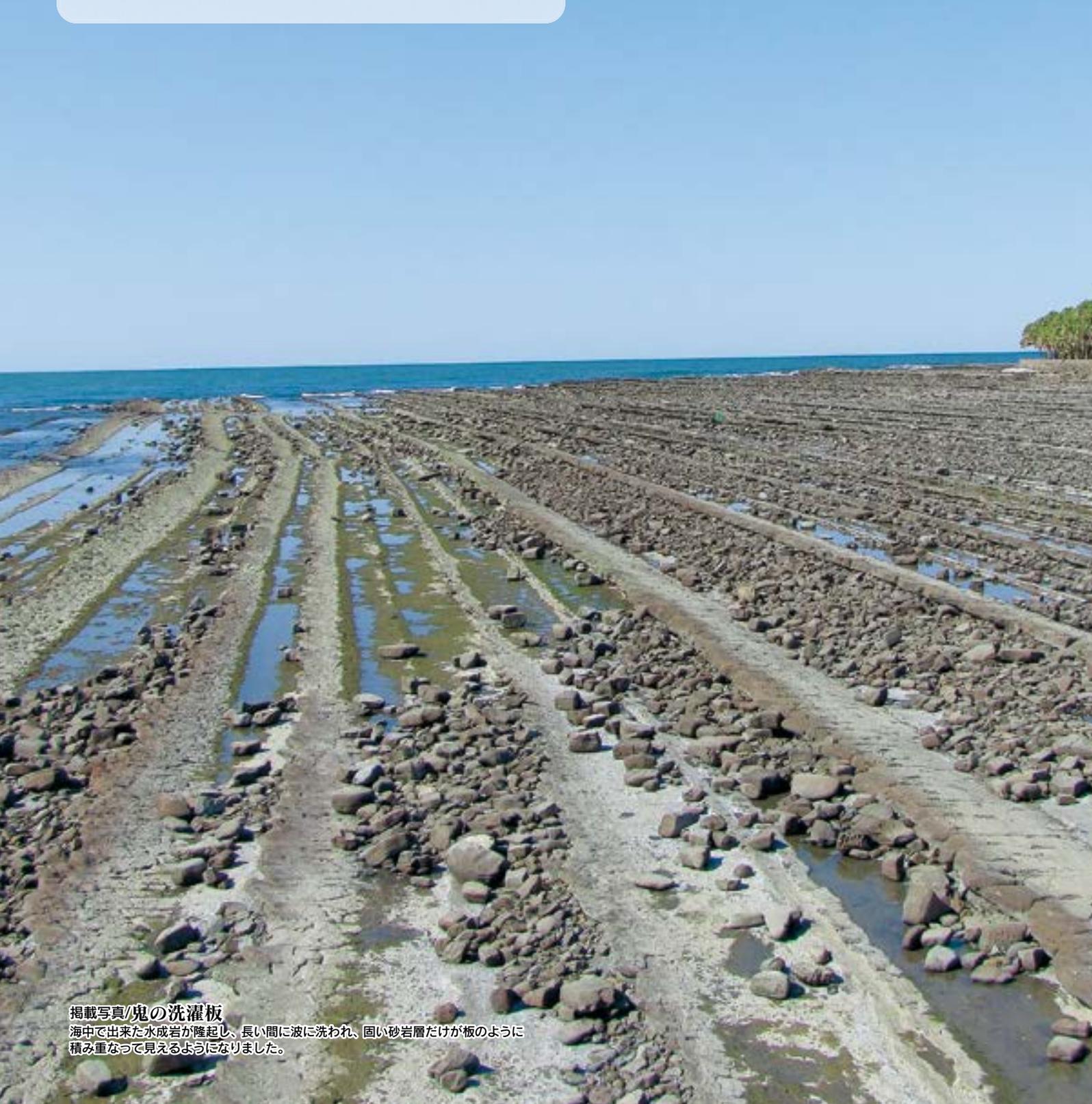
あなたの街のふれあいバンク。



南郷信用金庫

当金庫のプロフィール (平成27年3月31日現在)

創 立	大正15年11月17日
会 員 数	14,395人
出 資 金	4億67百万円
役職員数	112人
本 店	宮崎県日南市吾田東4丁目1番3号
店 舗 数	10店舗
営業地区	宮崎市・日南市・串間市



掲載写真/鬼の洗濯板

海中で出来た水成岩が隆起し、長い間に波に洗われ、固い砂岩層だけが板のように積み重なって見えるようになりました。



本誌は、**なんしん**の健全性、安全性、決算状況や地域貢献活動などについて、開示しております。当金庫をより一層ご理解いただくための資料として、お役立てください。

CONTENTS

ごあいさつ	P 1
当金庫の基本的な考え方	P 2
組織図・沿革	P 3
総代会の機能について	P 5
地域の皆様とともに	
地域密着型金融	P 7
外部機関との連携による資金供給について	P 7
経営改善支援の取組みについて	P 7
お客様満足度向上に向けた取組みについて	P 8
多重債務者問題への対応について	P 9
金融円滑化への取組みについて	P 9
平成26年度の営業の概況	P 11
環境問題への取組み	P 13
地域貢献活動	P 14
トピックス	P 15
偽造・盗難カード等問題への対応	P 16
自己資本の充実状況等について	P 17
不良債権について	P 20
リスク管理の体制について	P 21
コンプライアンスについて	P 23
金融ADRの対応について	P 25
個人情報保護への取組み	P 26
営業のご案内	P 27

資料編

財務諸表	P 33
経営に関する指標	P 37
預金・貸出金に関する指標	P 38
有価証券に関する指標	P 40
その他の業務に関する指標	P 41
バーゼルⅢ定量情報	P 42
用語解説	P 48
役職員の報酬体系について	P 49
信金中央金庫	P 50
店舗一覧	P 51

宮崎県

宮崎市

日南市

串間市



理事長 阿部政廣

ごあいさつ

初夏の候、会員の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、南郷信用金庫”なんしん”をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年度のわが国経済は、「アベノミクス」の進展により、これまで株価が上昇するとともに、大企業を中心に企業業績も好転し、生産雇用も拡大傾向を保っており、消費増税後の掛け込み需要の反動減はあるものの経済情勢は緩やかな回復基調にあります。

一方、地域経済は、従来からの少子高齢化、国内産業の空洞化に伴う中小企業の減少といった構造的な問題を抱えており、地域経済の中心となる中小企業・小規模事業者等は円安による原材料高騰の影響も加わり、コスト増の影響もあって、未だ景気回復の実感には乏しく、業種や地域、規模によって状況は異なるものの、まだまだ厳しい状況が続いております。

このような中、当金庫は業界3か年計画「しんきん『つなぐ力』発揮」との整合性を図り、「なんしん『つなぐ力』発揮」2ヶ年計画を策定し、「収益力の回復・強化と経営の効率化」を喫緊の課題に掲げ、貸出金の増強はもとより、顧客基盤の拡大に向けた各種営業戦略を展開するとともに、信用コストや諸経費の削減、不採算店舗の統廃合による人員の抑制に努めました。

さらに、信用金庫の特性であり強みでもある「つなぐ力」を効果的に発揮し、不況下で窮状にある地域の中小企業の経営を支えるため、課題解決型金融の実践に努め、取引先企業の経営改善・事業再生支援や、新しい成長分野への進出・新産業の創出支援等、地域に新たな資金需要を生み出す活動に積極的に取組み、経営改善計画の策定支援など課題解決に向け真摯な対応を図って参りました。

その結果、このような厳しい環境の中でありながら、金融機関の健全な体質を示す指標となる自己資本比率は、新しい自己資本規制（バーゼルⅢ）においても14.57%となり、引き続きご安心してお取引いただける経営体力を堅持するとともに、地域社会に確固たる地位を確立することができました。

これも偏に、会員をはじめ、地域の皆さま方の深いご理解と温かいご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます次第であります。

今後とも、地域の皆様との悠久の共存共栄を目指すとともに、地域において存在感・信頼感の高い”なんしん”となるべく、役職員一丸となり英知を結集してまいり所存でございますので、倍旧のご支援ご鞭撻を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長 阿部政廣

当金庫の基本的な考え方

■信用金庫の3つのビジョン

- 1 中小企業の健全な発展
- 2 豊かな国民生活の実現
- 3 地域社会繁栄への奉仕

当金庫は、地域金融機関として信用金庫の3つのビジョンを基本に、その社会的使命・役割の達成に向けて次の経営理念を掲げています。

■当金庫の経営理念

当金庫の持つ「思いやり」と「信頼」をさらに強化し、会員をはじめ地域の方々と連携して「豊かな未来」を目指します。



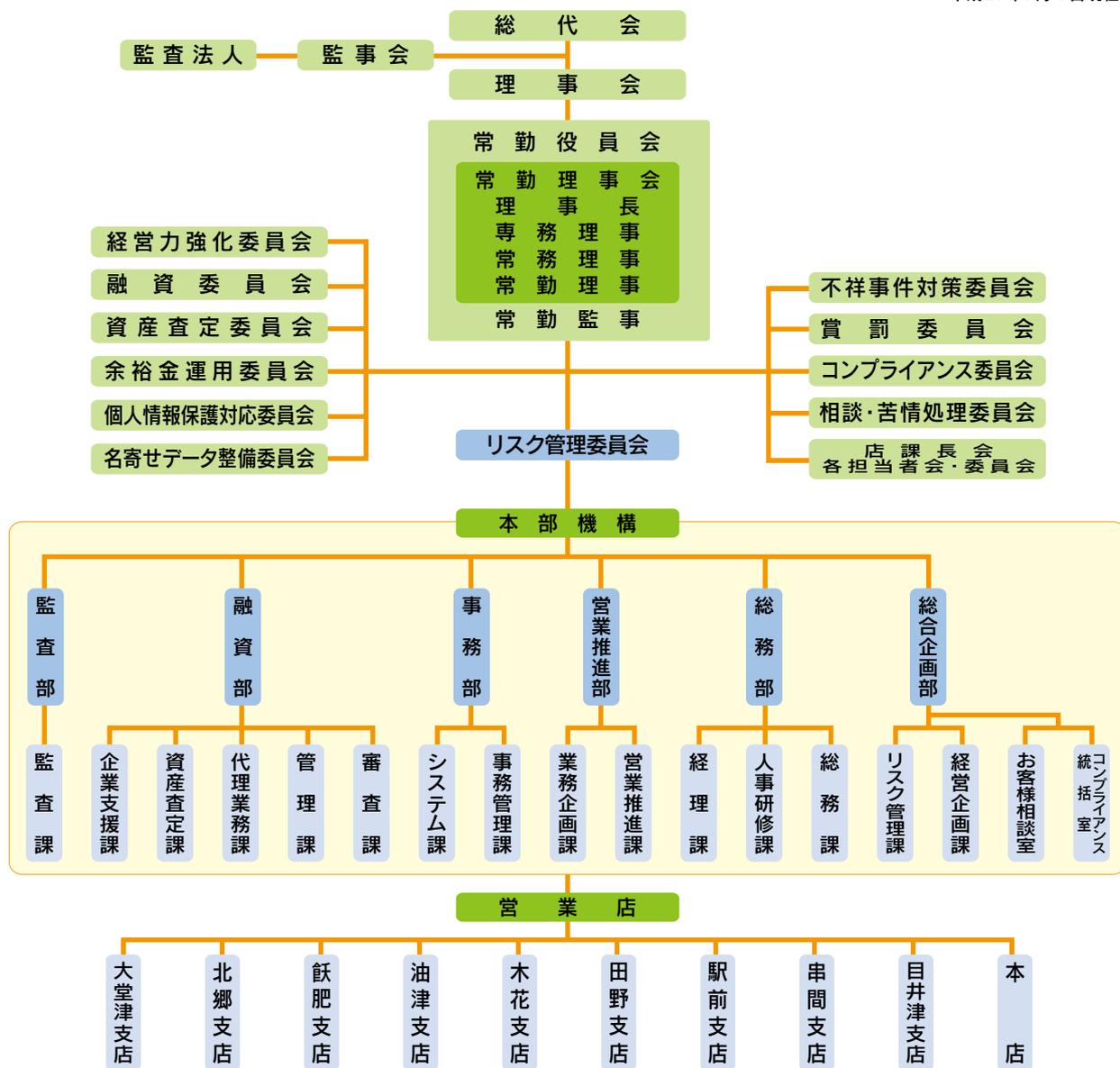
■経営方針

- 1 支援力・営業基盤の強化
- 2 経営力・内部態勢の強化
- 3 組織力・人材力の強化
- 4 つなぐ力・総合力の強化

組織図・沿革

◆ 組織機構図

平成27年7月1日現在



◆ 役員一覧

理事長(代表理事)	阿部政廣	非常勤理事	古澤秀樹
専務理事(代表理事)	藤井一司	非常勤理事	崎村正次
常勤理事	鷹衛哲郎	非常勤理事	松田繁一
常勤理事	中村久文	非常勤理事	谷口榮一
常勤理事	山本一夫		
常勤監事	古澤求	非常勤監事	大島健志
		非常勤監事	竹井豊

* 1理事 崎村正次、松田繁一、谷口榮一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。
 * 2監事 竹井豊は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

◆ 沿革

- 大正15年11月 産業組合法に基づく有限責任目井津信用組合を設立
初代組合長に河野宇市就任
南郷町目井津に店舗設置
営業地区を南郷町目井津一円とする。
- 昭和2年1月 第2代組合長に神恵曾平就任
- 昭和10年3月 保証責任目井津信用組合に名称変更
- 昭和11年1月 第3代組合長に岩切豊三郎就任
- 昭和11年2月 保証責任目井津信用利用組合に名称変更
- 昭和13年4月 第4代組合長に神恵曾平就任
- 昭和14年3月 第5代組合長に西村喜相治就任
- 昭和15年7月 保証責任目井津信用販売購買利用組合に名称変更
- 昭和25年2月 中小企業協同組合法に基づく南郷信用組合に改組
営業地区を南郷町一円に拡張
- 昭和27年6月 信用金庫法に基づく南郷信用金庫に改組
初代理事長に西村喜相治就任
営業地区を串間市一円に拡張
- 昭和38年2月 串間市大字西方に串間支店設置
- 昭和39年10月 串間市大字本城に本城支店設置
- 昭和44年7月 営業地区を日南市の一部旧細田町に拡張
- 昭和44年8月 営業地区を日南市及び南那珂郡北郷町に拡張
- 昭和45年5月 南郷町南郷駅前に駅前支店設置
- 昭和48年11月 日南市上平野町に日南支店設置
- 昭和52年6月 営業地区を宮崎市及び宮崎郡清武町、田野町に拡張
- 昭和55年10月 串間市大字串間に北方支店設置
- 昭和56年4月 田野町に田野支店設置
- 昭和57年4月 宮崎市大字熊野に木花支店設置
- 昭和60年4月 第2代理事長に専務理事益田久蔵就任
- 平成元年5月 第3代理事長に専務理事石倉栄二就任
- 平成7年5月 日南信用金庫の事業譲受
- 平成13年3月 吾田支店新築グランドオープン
- 平成15年2月 北郷支店リニューアルオープン
- 平成17年4月 本城支店リニューアルオープン
- 平成19年3月 第4代理事長に専務理事古澤秀樹就任
- 平成21年6月 日南支店を統廃合
- 平成21年11月 日南市吾田東四丁目本部棟新築移転
- 平成22年1月 日南市吾田地区に本店移転
- 平成23年1月 吾田支店を本店に、旧本店を目井津支店に名称変更
- 平成25年3月 本城・北方支店を串間支店へ統廃合
- 平成25年6月 串間支店新築グランドオープン
- 平成26年8月 星倉支店を統廃合



昭和30年代の本店・本部



旧本部棟



現在の本部棟

◆ 信用金庫代理業者について

現在、当金庫では代理業者を有しておりません。

◆ 会員数・出資配当率の推移

(単位：人、百万円)

		平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
会 員 数	個 人	14,123	14,256	14,395
	法 人	13,296	13,440	13,588
出 資 金	個 人	827	816	807
	法 人	461	464	467
配 当 率	個 人	376	379	382
	法 人	85	84	84
		2%	2%	2%

◆ 職員数の推移

		平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
男	子	77人	77人	72人
女	子	34人	35人	33人
合	計	111人	112人	105人

総代会の機能について

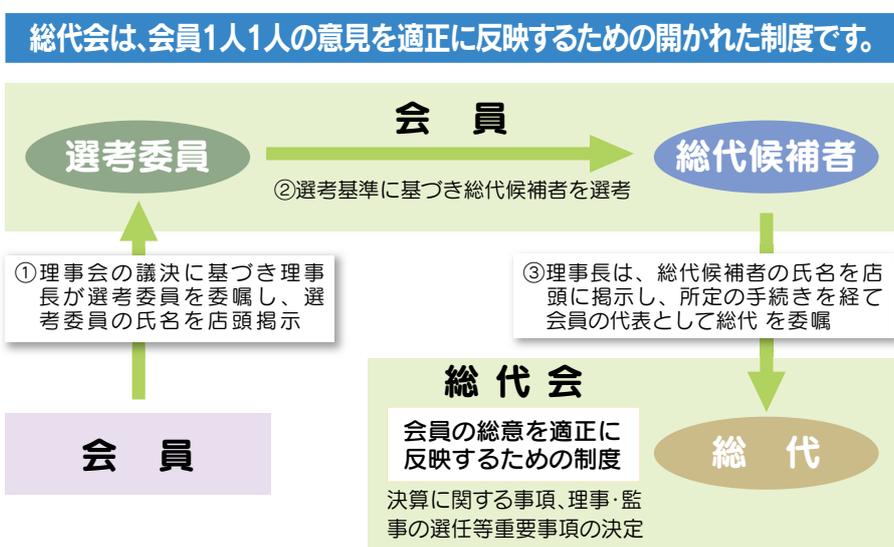
1. 総代会の仕組み

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織の地域金融機関です。従って会員は（株式組織の銀行等と異なり）出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、そこで会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算や取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により構成運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、顧客満足度調査や電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、および総代との地区別懇親会の開催など、日常の事業活動やホームページ等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代候補者の選考基準

(1) 資格要件

- ①当金庫の会員であること（性別は問わない）
- ②就任時点で80歳を超えていない者

(2) 適格要件

- ①総代としてふさわしい見識を有している人物であること
- ②良識をもって正しい判断ができる人物であること
- ③人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人物であること
- ④その他総代選考委員が適格と認めた人物であること

3. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ①総代の任期は3年です。
- ②総代の定年は80歳です。
但し、任期内に80歳に達した場合は、その任期満了日までとなります。
- ③総代の定数は88人で、定款に定める範囲内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
なお、平成27年3月31日現在の総代数は86名で、会員数は14,395人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が選考基準に基づき総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申立てる）。



4. 総代会の決議事項

平成27年6月26日開催の第89期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

(1) 報告承認事項

- ①第89期業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告について
- ②お客様満足度向上に向けた取組みについて
- ③日南共創活性化プロジェクトへの取組みについて

(2) 決議事項

- 第1号議案 第89期剰余金処分（案）承認の件
- 第2号議案 会員除名の件
- 第3号議案 理事並びに監事の任期満了に伴う改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金支給の件



■総代名簿一覧表(南郷信用金庫総代88名)

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区	選任区域	定数	氏名
第1区	宮崎市北郷町	14人	西田 敏雄① 小川 次夫⑧ 金丸 修作② 川口 弘二② 川越 和秀⑦ 佐藤 正純⑧ 持原 義信⑦ 井上 修二⑦ 荒武 和芳⑤ 清水真査夫⑤ 由良 昇⑤ 高妻 和男④ 由地 俊広⑤ 富永 徹②
第2区	日南市	34人	久保田信行③ 川添 誠③ 川野 好幸⑬ 東郷 宏直① 河野東一郎⑤ 坂口 衛⑤ 蛭原 芳彦① 本田 清三② 日高 敏史④ 谷口 博文① 入中 英雄① 平原 芳勝⑤ 宮元進一郎⑤ 谷川 公男⑦ 大嶋 憲治⑪ 原 正志⑤ 外山 衛⑤ 黒岩 久登② 福井 武志⑤ 村岡 俊宏② 守永 党二④ 竹井 崇利④ 山野 秀人① 永友 博康⑤ 松田 利正⑤ 中島 康雅⑤ 小野 耕嗣⑤ 安藤 正憲① 伊地知大作① 古澤 昌子③ 金丸 亨⑤ 竹井 徹⑮ 尾崎 勇⑩ 熊田原百合子①
第3区	日南市南郷町 串間市市木	23人	松尾 浩治③ 元浦 亮② 河野 良市③ 金丸 隆雄② 松浦 篤弘⑥ 竹本 政憲④ 古澤 俊一① 阪元 寿① 竹井 俊彦② 別府 崇通③ 田中 領三② 矢越 隆行③ 江川 一男③ 原 美夫⑤ 横山 正② 黒木 弘道⑬ 竹井 幸俊⑩ 門松 哲哉⑥ 鈴木 貢④ 谷口 理一② 神恵 邦弘④ 蛭原 憲一⑥ 近藤 守⑫
第4区	串間市	17人	中村 久人⑤ 竹本 政弘⑤ 仁田日出男② 平原 博⑦ 内田 豊次⑦ 坂本 利秀④ 酒井 公昭④ 橘 保男① 松本 秀行② 山口 勝也③ 吉野 清人⑥ 山内 浩樹④ 佐々木 誠③ 井手 武文⑭ 高橋 洋一⑭ 前田 厚喜⑨ 國府 紀光①

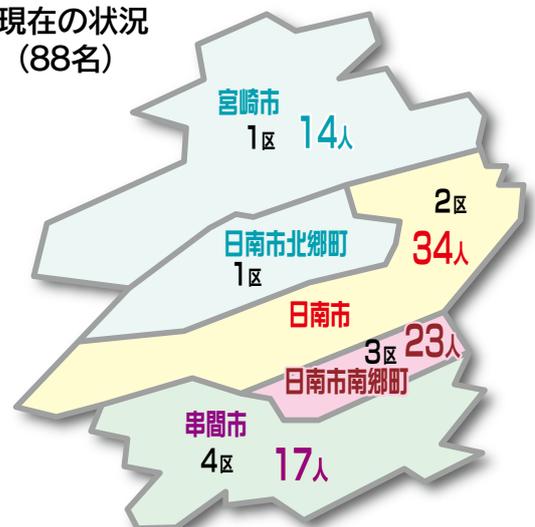
平成27年7月1日現在

<総代の属性別構成比>

*業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。小数点以下は切り捨て。

職業別	法人・法人代表者73%、 個人事業主26%、個人0%
年代別	70代以上28%、60代35%、 50代27%、40代以下9%
業種別	卸・小売業31%、建設業25%、 製造業11%、サービス業7%、 漁業4%、農林業4%、飲食業3%、 その他11%

■現在の状況 (88名)



地域の皆様とともに

● 地域密着型金融の機能強化に向けた取組みについて

中期経営計画『なんしんスクラム強化3か年計画』(平成27年4月～平成30年3月)

当金庫は、地域経済の活性化や中小企業の金融円滑化に向け、平成27年度からは、新たに策定しました中期経営計画『なんしんスクラム強化3か年計画』に基づき、以下を主要な柱として各種施策に取り組んでまいります。

1. 支援力・営業基盤の強化
2. 経営力・内部態勢の強化
3. 組織力・人材力の強化
4. つなぐ力・総合力の強化

中期経営計画『なんしん「つなぐ力」発揮』(平成25年4月～平成27年3月)

当金庫は、平成25年度から26年度にかけて中期経営計画『なんしん「つなぐ力」発揮』に基づき、以下を主要な柱として各種施策に取り組みました。

1. 地域密着型金融の推進
2. 独自性のさらなる発揮
3. 持続性のある経営の確立

主な取組内容

- ・外部機関との連携による資金供給
- ・経営改善支援
- ・多重債務者問題への対応
- ・お客様満足度向上に向けた取組み
- ・金融円滑化への取組み

◆外部機関との連携による資金供給について

26年度の取組実績

(単位:百万円)

項目	平成26年度	
	件数	金額
創業・新事業支援に向けた融資(信用保証協会融資を含む)	25	1,557
個人事業主向け無担保・無保証人型融資(キャッチ、アシスト)	3	2
地公体及び信用保証協会と連携した制度融資(創業・新事業支援融資を除く)	51	211
景気対応緊急保証融資	1	16
多重債務者問題解決に向けた債務整理融資	22	80



よろず支援事業勉強会

◆経営改善支援の取組みについて

平成26年度は、新たに経営改善支援先2先を選定し、前年度からの継続28先と併せた30先に対して、「経営計画策定支援システム」等を活用した改善計画書の策定支援等を行ったことに加え、中小企業支援ネットワークを活用し、専門家派遣等による経営改善支援を行った結果、経営改善が図られた先が1先あったほか、ランクダウンの防止にも一定の効果が見られました。

■経営改善支援等の取組実績一覧表 (平成26年4月～27年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

区分	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	(単位:先数)			経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
			αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ			
正常先 ①	504	0	0	0	0	0.0	-	
要注意先	うちその他要注意先 ②	204	23	1	19	0	11.2	4.3
	うち要管理先 ③	2	2	0	1	0	100.0	0.0
破綻懸念先 ④	29	5	0	5	1	17.2	0.0	
実質破綻先 ⑤	36	0	0	0	0	0.0	-	
破綻先 ⑥	14	0	0	0	0	0.0	-	
小計(②～⑥の計)	285	30	1	25	1	10.5	3.3	
合計	789	30	1	25	1	3.8	3.3	

※債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含まれておりません。

◆お客様満足度向上に向けた取組みについて

I. お客様の声を把握する取組みの実施結果

当金庫は、下表のとおりお客様のご意見・ご相談を把握する取組みを実施しました。

1. 平成26年度の実施状況およびその結果

手 法	結 果
お客様満足度アンケート調査による方法	調査数700先に対して、437先からご回答をいただきました。
金庫ホームページ「お客様相談室」への書き込みによる方法	5件のご意見・ご相談をいただきました。
「お客様相談室」が電話等で対応する方法	1件のご意見・ご相談をいただきました。
窓口及び渉外活動等により、対応する方法	全店で9件のご意見・ご相談をいただきました。

II. お客様の声を踏まえて経営改善を行った項目

当金庫は、お客様のご意見やご相談等を把握し、下表のとおり経営改善等の施策を講じました。

項 目	取 組 方 針	具 体 的 な 施 策
窓 口 業 務	職員の接客マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店内研修(OJT)、勉強会によるスキルアップ ・定期的な庫内研修会による接客マナーの習得 ・金庫内ロールプレイング大会の開催 ・業界研修会への派遣
融 資 業 務	説明態勢の強化及び相談し易い態勢整備	<ul style="list-style-type: none"> ・営業店内研修(OJT)、勉強会によるスキルアップ ・外部講師による庫内研修会の開催 ・時間外ローン相談窓口の充実 ・電話によるローン相談窓口の充実 ・金庫ホームページでのローン予約申込受付拡大
商 品 の 提 供	お客様のニーズに応じた商品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・教育カードローン「学資応援団」の取扱い開始
地 域 貢 献 活 動	融資支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急保証制度の積極的な活用 ・宮崎県信用保証協会「みやざき経営アシスト」の活用および中小企業診断士派遣 ・中小企業基盤整備機構九州本部との業務連携
	エコへの取組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコみらい定期」の発売 ・小中学校の環境問題に対する活動への寄付 ・「エコ・カー」に対するマイカーローン金利優遇 ・「環境貢献型みやざきスギの家」および「エコ住宅」に対する住宅ローン金利優遇 ・太陽光発電システム、LED照明設備の設置(串間支店) ・クールビズ、ウォームビズの実施 など
そ の 他	その他サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金が記帳できるATMの拡大 ・スマートフォン専用画面でのサービス開始

《今後の取組み方針》

今後も引き続きお客様の声を把握する取組みを通じて、お客様の声を経営に反映する態勢の強化に努めてまいります。



外部講師によるコンプライアンス研修



ロールプレイング大会

◆多重債務者問題への対応について

近年、社会問題となっている多重債務者問題への対応につきましては、平成22年6月に貸金業法が完全施行されたことに伴い、消費者金融等からの借入が総量規制され、円滑に資金を利用出来ない顧客の増加が想定されたため、同年6月、債務一本化等のご相談にも柔軟に対応することが可能な「おまとめローン」の取扱を新たに開始しました。

また、22年10月より、電話による相談窓口及び来店客用の時間外相談窓口を設置するとともに、金庫ホームページを利用してフリーローン及びカードローンの予約申込受付を開始し、相談しやすい環境整備や利便性の向上に努めました。



時間外ローン相談窓口

新設した融資窓口による申込受付状況

時間外ローン相談窓口	47件
ホームページ相談窓口	56件
電話相談窓口	4件
FAX相談窓口	17件



○上記の多重債務者等への問題解決に向けた取組みにつきましては、地域密着型金融の「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」の分野において、広く実践されることが望ましい優れた取組みとして評価され、23年3月、九州財務局長より、同年6月、金融担当大臣より顕彰を拝受いたしました。

◆金融円滑化への取組みについて

1. 金融円滑化に係る基本方針

地域の中小企業及び個人のお客様に対して必要な資金を迅速かつ安定的に資金供給し、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、事業地域が限定された協同組織金融機関として最も重要な社会的使命・役割であると認識しています。

よって、今後もお客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様にお客様の抱えておられる問題点等を十分に把握したうえで、その解決に真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

(1) 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

- ・基本方針、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程等の策定
- ・金融円滑化管理責任者並びに管理者・管理担当者の選任
- ・金融円滑化担当部署の設置

(2) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備

- ・本部融資部に「企業支援課」を設置しました

(3) お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための施策

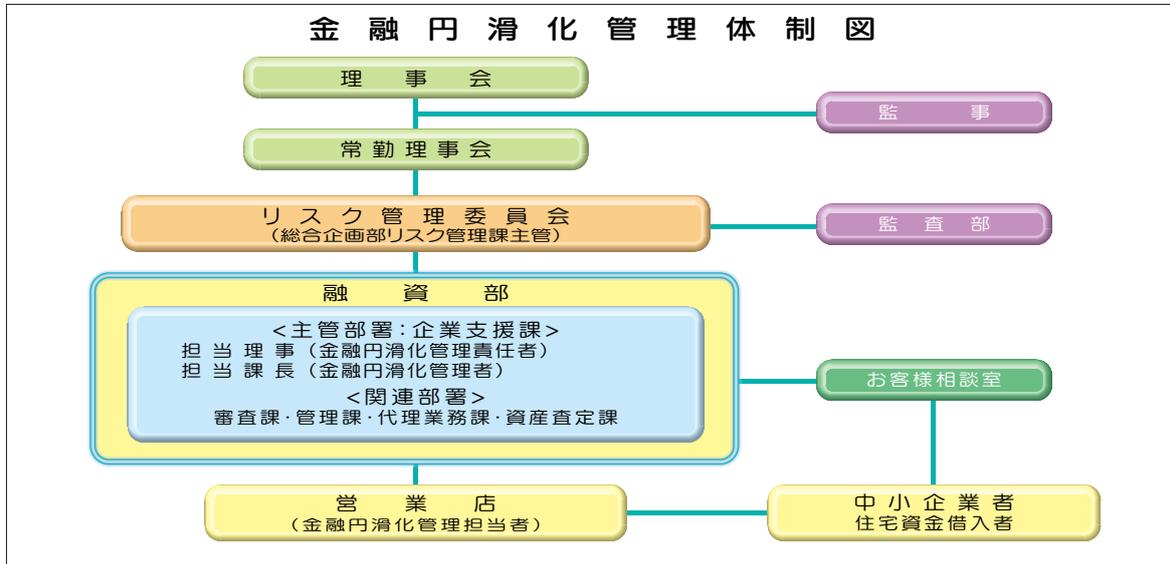
- ・業界主催研修会へ融資担当者を適宜派遣
- ・外部講師による融資担当者向け庫内研修会の開催

(4) その他の取組み

- ・各営業店の融資窓口相談窓口を設置しております
- ・中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関として、起業・創業支援の取組みを行っています

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れされているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等との緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。



4. 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況 (平成27年3月末現在)

(単位:百万円)

債務者が中小企業者である場合	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権	842	8,557
うち、実行に係る貸付債権	810	8,194
うち、謝絶に係る貸付債権	10	56
うち、審査中の貸付債権	6	40
うち、取下げに係る貸付債権	16	265
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	303	1,772
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	5	15

5. 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況 (平成27年3月末現在)

(単位:百万円)

債務者が住宅資金借入者である場合	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権	71	590
うち、実行に係る貸付債権	61	500
うち、謝絶に係る貸付債権	5	51
うち、審査中の貸付債権	—	—
うち、取下げに係る貸付債権	5	38

金融円滑化に関するご意見・相談等について

お客様からの金融円滑化に関するご意見や相談については、各営業店融資窓口または次の相談窓口をご利用ください。

南郷信用金庫 お客様相談室
フリーダイヤル 0120-881-992

平成26年度の営業の概況

「なんしん」は、宮崎県南部地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、ともに助け合い、ともに発展していくことを共通の理念として運営されている協同組織の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資をさせていただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域経済の持続的な発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

預金積金に関する事項<地域からの資金調達の状況>

預金積金については、地方公共団体の預金が増加したこともあります。若年層顧客獲得に向け「アンパンマンの若者・子育て応援積金」の推進を強化したことに加え、ボーナス定期「サマー2014」、優遇金利付定期預金「エコみらい定期」の推進に努めた結果、期末残高は前期比25億39百万円(3.5%)増加し759億82百万円、期中平均残高は前期比17億76百万円(2.4%)増加し761億89百万円となりました。

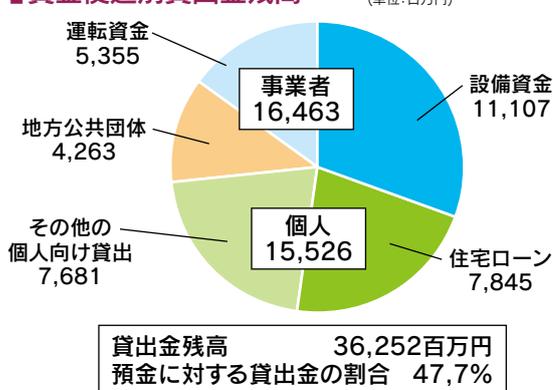
貸出金(運用)に関する事項<地域への資金供給の状況>

貸出金は、地域経済の長期低迷を背景に資金需要の減退傾向が続くなか、太陽光発電設備や医療機関およびアパート建設等の事業資金に加え、個人向け融資である住宅ローンやカーライフプランをはじめとする各種消費者ローンの獲得強化を図った結果、期末残高は前期比7億49百万円(2.1%)増加し362億52百万円、期中平均残高は23億12百万円(6.8%)増加し361億61百万円となりました。

■預金・貸出金残高の推移



■資金用途別貸出金残高



今期決算に関する事項

貸出金利や市場金利の低下など収益環境が厳しい中、有価証券利息配当金等が増加しましたが、資金運用収益は減少し、業務純益は前期比50百万円減少しました。しかしながら、経費削減等に努めた結果、当期純利益については、前期比90百万円増加し146百万円を確保しました。



預金積金

預金積金残高
759億円

出資金

会員数
14,395人
出資金残高
467百万円

南郷信用金庫



常勤役員数:112人 店舗数:10店

貸出金

貸出金残高
362億円

支援サービス



損益の状況

(単位:百万円)

項目	平成27年3月末
業務純益	166
コア業務純益	173
経常利益	160
当期純利益	146

※コア業務純益とは業務純益から一時的な変動要因(国債等債権関係損益)を除いた金額に一般貸倒引当金を加算した金庫の本来業務での収益力を表す指標です。

取引先へのご支援等(地域との繋がり)

- 本部機構「企業支援課」と営業店が連携し、創業・新事業先へのご支援や経営改善をお手伝い
- 信金中央金庫をはじめ信金業界ネットワークを活用したサービスの提供
- 地元商工会議所や商工会等の相談機能を活用した経営情報の提供

地域のお客様からの預かり資産

国債など預金積金以外もお取り扱いしております。

お預かり資産残高

(単位:百万円)

平成26年度	
国債	955
個人年金保険(契約保険料)	945
合計	1,900

貸出以外の運用に関する事項

貸出以外の余裕資金運用は流動性・安全性を最優先に考え、預け金は信金中央金庫、有価証券は国債・金融債(信金中央金庫)を中心に運用しております。

余裕資金運用残高

43,291百万円(対前年比 2,222百万円増加)

預金積金に対する有価証券の割合

27.49%

※余裕資金とは、預け金、有価証券、買入金銭債権、金銭の信託等のことです。



*計数は平成27年3月末現在

環境問題への取り組み

「なんしん」では、よりよい地球環境を次の世代に受け継いでいくため、地球温暖化問題は役職員が一丸となって取り組むべき課題であると考えています。

また、地域金融機関として、金庫役職員のみならず地域社会や地域のお客様に対し環境問題への関心を高める公共的使命を担っているものと認識しています。

そのため、「なんしん」では、環境保全に向けた取り組みをCSR(企業の社会的責任)の一環として位置付け、今後も環境問題へ積極的に取り組みます。



「エコみらい定期」の発売、 「日南市教育委員会」への寄付活動

平成26年11月からの3ヶ月間、前年度に引き続き地球環境問題への取り組みとして「エコみらい定期預金」を発売し、954口、1,440百万円のご契約をいただきました。

平成27年7月に当該定期預金金額の一部相当額である150,000円を「日南市教育委員会」に寄付させていただき、吾田中学校が取り組んでおります「通学路などのクリーン活動」に活用していただく予定となっております。今後も未来ある子供たちに環境問題に対し関心をもっていただけるよう、継続して取り組んでいきたいと考えております。



ソーラーローン「電光節家」の発売

地球温暖化防止に向け、住宅用太陽光発電システム及びオール電化等の普及促進を図るため、エコ・ソーラーローン「電光節家」の発売を特別金利にて行い、ご好評をいただいております。

取扱期間は平成28年3月31日までとなっております。詳しくは「なんしん」窓口または渉外担当者にお気軽にご相談ください。



「エコ・カーライフプラン」の発売

同じく地球温暖化防止に向け、エコカー(新車)をご購入されるお客様に対し、金利を優遇した「エコ・カーライフプラン」の発売を行い、ご好評をいただいております。

取扱期間は平成28年3月31日までとなっております。詳しくは「なんしん」窓口または渉外担当者にお気軽にご相談ください。



「エコ住宅」の住宅ローン金利優遇

「なんしん」の住宅ローンを利用して省エネルギーに配慮した住宅(エコ住宅)を購入されるお客様につきましては、通常より0.05%金利を優遇しております。

マイホームのご相談は「なんしん」窓口または渉外担当者にお気軽にご連絡ください。



(その他エコへの取り組み)

- ・ 国民的プロジェクト「Fun to Share」への企業参加
- ・ 太陽光発電システム、LED照明設備の設置(串間支店)
- ・ クールビズ、ウォームビズの実施



社会的・文化的貢献

「なんしん」は金融機能の提供（経済的地域貢献）の他、地域の方々から愛され、親しまれ、選ばれる金融機関となるよう、地域社会の一員として、地域貢献活動（社会的・文化的貢献）にも積極的に取り組んでおります。

- 地元で開催されるイベントや祭りへの参加、協賛金の提供
- 文化振興に伴う店舗ロビーや会議室の開放
- 小中学校通学児童の交通安全指導
- 店舗周辺道路の清掃、地域内の公園・広場の美化推進活動
- 交通安全集会、街頭キャンペーン等への参加
- 「なんしん杯」ゴルフ大会、グランドゴルフ大会の開催
- 献血活動への参加

グランドゴルフ大会



献血活動への参加



思いやりの心で
豊かな人間関係を

地域の美化推進活動

毎月第2水曜日に、地域の美化活動として店舗周辺道路、公園、駅等の清掃活動を行っています。

「なんしん」は、今後も地域の美化活動に積極的に取り組んでいきます。



駅周辺の清掃活動



◆献血活動への参加

「信用金庫の日」の取組みとしまして、平成27年6月15日に、南郷町商工会との共催にて献血活動を行い、職員22名が参加しました。あいにくの雨にもかかわらず、総勢70名の方々にご協力いただき、誠にありがとうございました。



トピックス

「職域サポート制度」について

当金庫では、地区内の優良事業所や公共団体等にお勤めの従業員様やご家族に対し、ゆとりある生活設計や資産形成にお役立ていただくために、通常よりも優遇した条件で各種の金融サービスや融資商品を提供させていただき「職域サポート制度」を推進しております。

本制度は、①企業、②従業員・家族、③当金庫の三者間のネットワークを通じて、従業員様の福利厚生に資することを目的としておりますが、昨年9月から取り扱いを開始し、既に40数社の企業・団体様とサポート契約を締結させていただき、対象となる従業員様やご家族は約4千人にまで増えております。



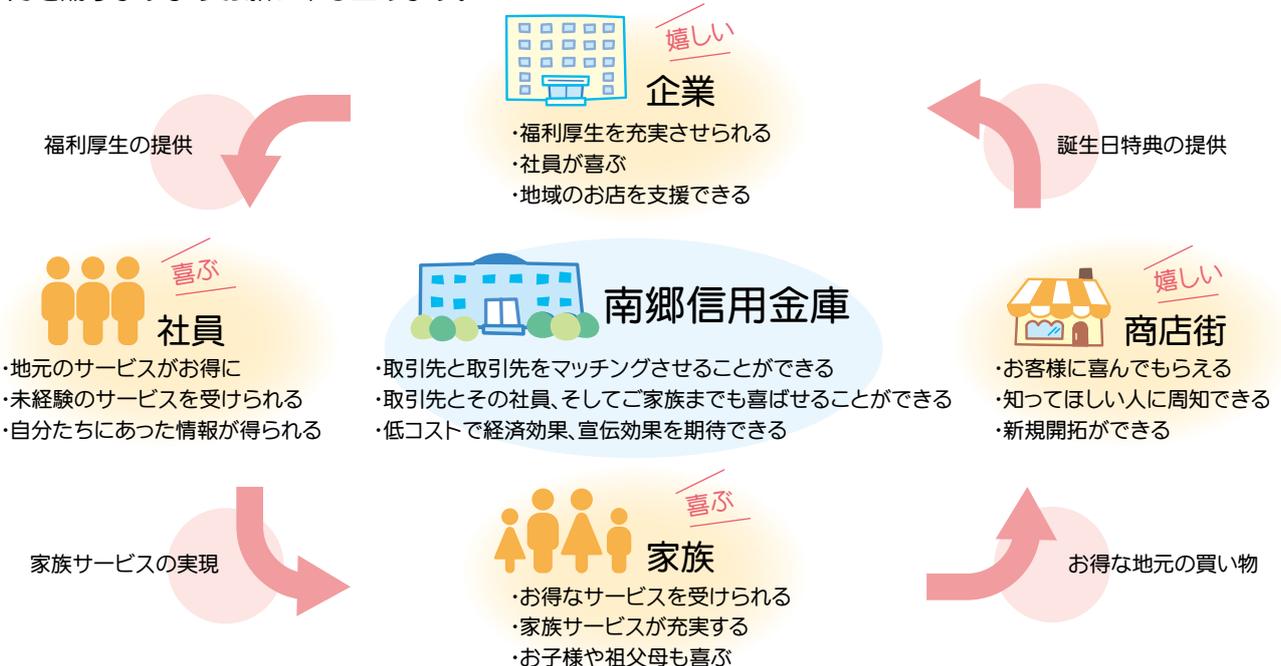
日南共創活性化プロジェクトについて ~活力ある商店街づくりに向けて~

本年7月から、この「職域サポート制度」のネットワークに地元商店街のご参加をいただき、商店街の集客力アップや地域の中でお金が回る仕組みづくり、いわゆる「地域マッチング（地域おこし）」の取り組みを開始いたしました。

その主な取り組みは、当月に創刊したオリジナル情報誌「しんきん感」を定期的に発行し、地域のイベント紹介やお得な生活情報の提供、有利な金融商品のご案内を継続的に発信してまいります。

さらに、職域サポート制度ご契約の従業員様やご家族を対象に、加盟店を利用されると、誕生日特典が受けられる「地域応援パスポート」の発行を行っておりますので、活動の趣旨にご賛同いただき、是非ともご利用賜りますようお願いいたします。

今後も、こうした活動を通じて活力ある街づくりに向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



偽造・盗難カード等問題への対応

当金庫では、偽造・盗難カード等について、以下のような対応を行なっています。

1. ATM機器への対応

- (1)覗き見防止フィルムを添付しています。
- (2)後方確認のための鏡を設置しています。
- (3)お客様が暗証番号を変更できる機能を追加しています。
- (4)磁気機能付ICカードが使用できる機能を追加しています。

2. ATM設置箇所への対応

- (1)ATMが複数あるコーナーへ覗き見防止用のつい立を設置しています。
- (2)防犯ビデオの設置を行なっています。
- (3)ガイドホーン設置により営業時間外の対応が可能となっています。
- (4)ATMコーナーでの不審物点検を実施し、結果報告を求めています。

3. オンライン登録による対応

- (1)1日あたりのキャッシュカード支払限度額をMCカードについては原則50万円、ICカードについては原則100万円としました。
- (2)1日あたりのキャッシュカード振込限度額をMCカードについては原則100万円、ICカードについては200万円としました。
- (3)窓口への申し出により、1日あたりの支払限度額および振込限度額設定は可能となっています。

4. お客さまへの周知について

店頭ポスターの掲示、チラシの配布を行なうとともに、当金庫ホームページへ掲載しています。

5. 偽造・盗難カード等の被害等の届出・受付先について

お客さまからの被害等の申し出については、下表のとおり24時間対応しています。

	曜日等	受付時間帯	受付先名称	電話番号	備考
の電話で の受付	信用金庫営業日	8時45分～17時00分	お取引店	※お取引店電話番号	
		17時00分～翌8時45分	九州しんきん情報サービス	0987-21-9131	九州しんきん情報サービスセンターへ転送
	信用金庫休業日	終日	九州しんきん情報サービス	0987-21-9131	九州しんきん情報サービスセンターへ転送
ATMコーナーでの の受付	信用金庫営業日	目井津・田野・木花・大堂津支店・北方自動機コーナー 9時～20時	自動機集中 監視センター	コーナー設置 ガイドホーン	9時～15時までの営業 時間中は窓口をご利用下 さい。
		本店・串間・駅前・油津・飢肥・北郷支店 8時～20時			
		本城自動機コーナー 9時～18時			
		日南ショッピングセンター 9時30分～20時			
信用金庫休業日 (土・日・祝日)	目井津・串間・駅前・田野・木花・本店・油津 飢肥・北郷・大堂津支店・北方自動機コーナー 9時～17時	自動機集中 監視センター	コーナー設置 ガイドホーン		
	日南ショッピングセンター 9時30分～19時				
の窓口で の受付	信用金庫営業日	9時～15時	お取引店または最 寄りの営業店		営業時間外は電話又は、ATM コーナーのガイドホーンを ご利用下さい。

※お取引店の電話番号につきましてはP51の「店舗一覧」をご確認ください。

6. 偽造・盗難カード等による被害に対する補償

当金庫は18年2月施行の「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)を受け、カード規定等を改定するとともに、対応マニュアル等を制定し、平成18年2月10日から個人のお客さまの偽造・盗難カード等による被害に対する補償を実施することとしました。

補償内容の詳細につきましては、店頭ポスターにて掲示するとともに、リーフレットを作成しておりますので、お近くの営業店にお問い合わせください。

また、当金庫ホームページにも掲載しております。



自己資本の充実状況等について

● 新BIS規制に対応した新開示基準のお知らせ

1. 新BIS規制のご説明

(1) BIS規制について

BIS規制とは、国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準のことで、国際決済銀行(BIS)の本部がスイスのバーゼルにあることから、バーゼル合意ともいいます。BIS規制では、G10諸国を対象に、自己資本比率の算出方法や最低基準等が定められました。自己資本比率の最低基準8%(信用金庫も含めた国内基準行は4%)を達成できない銀行は、国際業務から事実上の撤退を余儀なくされます。

(2) 新基準バーゼルIIIについて

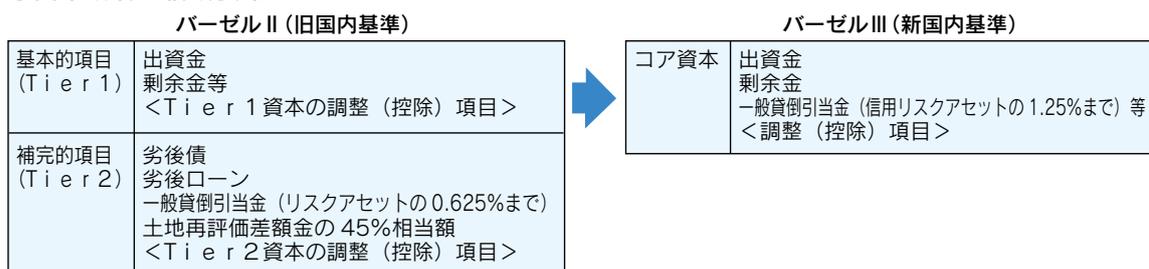
サブプライムローン問題やリーマンショックに端を発した世界的な金融危機を受けて、金融機関の自己資本比率規制は平成25年度決算から「バーゼルIII」と呼ばれる新たな枠組みがスタートしました。自己資本の質と量が大幅に強化されるほか、危機時の預金流出にも耐えられるよう十分な流動資産の保有を義務付ける流動性規制の導入が柱となっています。

(3) 自己資本比率の算出方法について

従来基準であるバーゼルIIにおいて、自己資本を計算する際は、「分母」を信用リスク、オペレーショナルリスク等の合計額(リスクアセット)、「分子」を出資金や内部留保等で構成する「基本的項目(Tier1)」と一般貸倒引当金等で構成される「補完的項目(Tier2)」の合計額として計算してきました。

しかし、バーゼルIIIでは、計算上これまで分子に算入していた「土地の再評価差額金の45%相当額」などを除外し、事業を継続する中で損失を吸収できる質の高い資本のみで構成される資本(コア資本)を分子として計算することとなっております。

○資本規制の構成要素



○自己資本比率の算出式



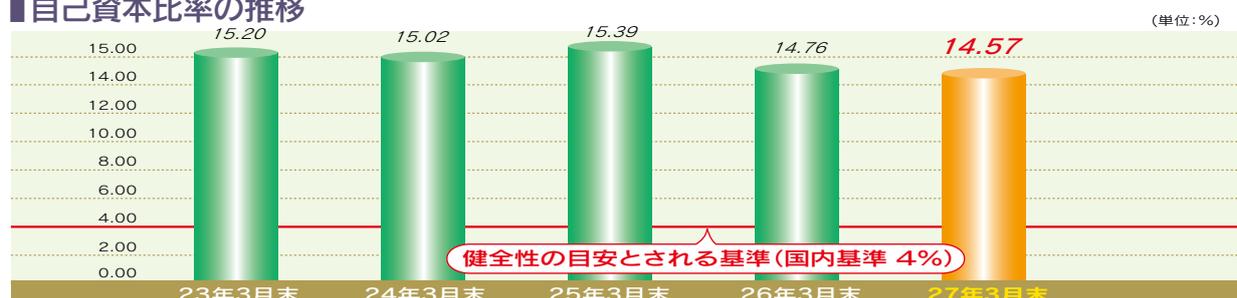
各信用金庫が下記2つの手法のうちから、自らに適する手法を選択することとなっております。
 ・「標準的手法」⇒現行規制を一部修正した方式
 ・「内部格付手法」⇒内部格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式
 当金庫は、**標準的手法**を選択しております。

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクのことで、新規制では各信用金庫が下記3つの手法のうちから、自らに適する手法を選択することとなりました。
 ・**基礎的手法**ならびに**粗利益配分手法**
 ⇒粗利益を基準に計測する方法
 ・**先進的計測手法**
 ⇒過去の損失実績率をもとに計測する方法
 当金庫は、**基礎的手法**を選択しております。
 オペレーショナル・リスク=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%

● 当金庫の自己資本の状況

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(51億37百万円)}}{\text{信用リスク(326億30百万円) + オペレーショナル・リスク(26億29百万円)}} = 14.57\%$$

■自己資本比率の推移



● 最低所要自己資本比率に関する定性的な開示事項のご説明

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、バーゼルⅡでは基本的項目と補完的項目により構成されておりましたが、バーゼルⅢではコア資本に係る基礎項目に一本化され、控除項目としてコア資本に係る調整項目が控除されます。

平成26年度末のコア資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外の主なものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当いたします。(詳細につきましては、資料編のP42を参照ください。)

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。(詳細につきましては、資料編のP43を参照ください。)

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて、理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を構築しております。

貸倒引当金につきましては、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。(詳細につきましては、資料編のP44・45を参照ください。)

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社 格付投資情報センター)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス)
- ・ JCR (株式会社 日本格付研究所)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きにつきましては、金庫が定める「自己査定基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、「住公保証」は政府保証と同様、「一般社団法人しんきん保証基金保証」は当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。(詳細につきましては、資料編のP46を参照ください。)

自己資本の充実状況等について

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
上記取引について、当金庫は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化を図ることを指します。一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものです。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて余裕金運用委員会に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適正な会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・R&I(株式会社 格付投資情報センター) ・Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
・S&P(スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス) ・JCR(株式会社 日本格付研究所)
(詳細につきましては、資料編のP46を参照ください。)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しております。(詳細につきましては、資料編のP43を参照ください。)

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

市場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的を実施する余裕金運用委員会にて協議・検討するとともに、リスク管理委員会に報告を行っております。

一方、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。(詳細につきましては、資料編のP46・47を参照ください。)

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定性的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについて、リスク管理委員会や余裕金運用委員会にて協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 : 「ラダー計算方式」
- ・コア預金 対象 : 流動性預金全般(当座・普通・貯蓄等)
- 算定方法 : ①過去5年の最低残高
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
③現残高の50%相当額
以上3つのうち、最小の額を上限
- 満期 : 5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産・負債 : 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅 : 99%タイル値
- ・リスク計測の頻度 : 月次(前月末基準)

(詳細につきましては、資料編のP47を参照ください。)

信用金庫法によるリスク管理債権

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。自己査定により資産査定した不良債権は、すべて「償却引当基準」に基づいた方法で引当を完了いたしました。なお、この結果は、監査法人の承認を得ています。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	残高	保全状況			保全率	残高	保全状況			保全率
		担保・保証	貸倒引当金	計			担保・保証	貸倒引当金	計	
破綻先債権	258	201	56	258	100.0%	172	129	43	172	100.0%
延滞債権	1,598	1,193	289	1,483	92.8%	1,381	1,036	239	1,276	92.3%
3ヶ月以上延滞債権	12	7	0	7	58.3%	5	2	0	3	62.6%
貸出条件緩和債権	294	164	15	180	61.1%	414	198	60	259	62.6%
合計	2,164	1,567	362	1,930	89.1%	1,974	1,367	345	1,712	86.7%

※単位未満切り捨てのため合計が一致しない場合があります。

項目の説明

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法によるリスク債権

金融再生法に基づき開示された債権であり、当金庫の場合、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、仮払金を含んだ債権です。

金融再生法開示債権及び保全状況

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	総与信額	保全状況			保全率	総与信額	保全状況			保全率
		担保・保証	貸倒引当金	計			担保・保証	貸倒引当金	計	
破綻更生債権及びこれに準ずる債権	1,118	862	256	1,118	100.0%	875	678	196	875	100.0%
危険債権	808	553	140	693	85.7%	736	502	128	631	85.7%
要管理債権	307	171	16	187	61.1%	420	201	61	263	62.6%
金融再生法上の不良債権計	2,234	1,587	412	2,000	89.5%	2,032	1,382	386	1,769	87.1%
正常債権	34,011	不良債権比率 6.16%				34,873	不良債権比率 5.51%			
合計	36,246					36,905				

※単位未満切り捨てのため合計が一致しない場合があります。

項目の説明

- (注) 1. 「破綻更生債権及びこれに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破綻更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

金融機関を取り巻く経営環境が急速に変化する中で、当金庫が、お客様からの信頼、信用をなお一層高め、確固たるものとするためには、多様化、複雑化するリスクに適切に対応し、経営の健全性の維持、向上を図ることが不可欠となっています。

こうした観点から、当金庫では、リスク管理の強化、徹底を経営の最重要課題の一つと位置付け、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」等の経営全般に亘る統合的リスク管理の充実、強化に全力で取り組んでいます。

統合的 リスク

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫の統合的リスク管理につきましては、多岐にわたるリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により、自己管理型のリスク管理を行っています。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持、向上させるために内部研修や業界研修会への派遣、さらに本部の主管部署による臨店指導等により、厳正なリスク管理態勢の確保を行っています。

また、当金庫が定めた自己査定実施要領に則った厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクからなります。

当金庫では、余裕金運用委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、市場リスクの管理を行っています。

流動性 リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、資金の安定的流動性を確保するために、支払準備資金を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった信金業界としてのバックアップ体制など、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。

オペレー ショナル・ リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいい、具体的には、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクに区分しています。

当金庫では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理態勢が有効に機能するため、諸規程や組織体制の整備とともに、各種施策についてリスク管理委員会及び理事会等において協議・検討を行っています。

コンプライアンスについて

コンプライアンスとは、日常業務を遂行していく上で関わってくる数多くの法令やルール及び社会的規範を遵守することをいいます。

当金庫では、地域金融機関として地域社会からの信頼を得るためには、法令を遵守し、社会人の健全な常識や高い倫理観をもって業務を遂行していくことが金庫経営の基本であると認識し、コンプライアンス態勢の確立を金庫経営の最重要課題の一つと位置付け、健全経営の実践に努めています。

基本方針

当金庫の役職員が社会的責任と公共的使命を自覚し、法令等を遵守して責任ある健全かつ公正な金庫経営を行うことを目的として行動綱領を制定し、コンプライアンスの徹底に努めています。

運営体制

役職員が法令をはじめ、金庫内の諸規程・規則・要領等やさらに確立された社会規範並びに倫理観にいたるまでのあらゆるルールを遵守するため、担当部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、本部各部及び各営業店にコンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス担当者を配置し、日常のコンプライアンス状況を把握・チェックできる体制を構築しています。

行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人權の尊重等
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力との関係遮断

活動状況

1. 毎年、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。
2. 具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員が遵守すべきルールを明確に定めています。
3. 毎年、職員行動チェックリストによるコンプライアンスの認識調査を行っています。
4. コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令等遵守に係る現状把握や重要課題について深度ある審議を行っています。
5. コンプライアンス担当者部会を定期的開催し、違反事象や事務不備等の再発防止に努めています。
6. 部店別にコンプライアンス・マニュアルを活用した勉強会を開催するとともに、銀行業務検定「コンプライアンス・オフィサー資格試験」、「法務3級」、「法務4級」を受験させて法令等知識の向上を図っています。また、全職員を対象にコンプライアンス・フォローアップ試験を実施しています。
7. 毎年、外部より講師を招き、コンプライアンスに係る勉強会を開催しています。
8. 統括部署による臨店指導を全部店を対象に実施し、個別ヒアリングにより法令等知識の理解度を検証するとともに、不備・改善事項について指導・提言を行っています。
9. 全職員を対象に休日を含む連続5日間の休暇を取得させて、休暇期間中に職務代行者による担当業務の検証等を実施し、相互牽制機能の強化を図っています。
10. 役職員のコンプライアンス違反については、ホットライン(公益通報制度)を設置し、報告体制を整備するとともに、通報者の保護についても徹底しています。
11. 全職員を対象に職場活性化に向けたアンケート調査を実施し、調査項目にコンプライアンスに関する設問を盛り込み、状況の把握に努めています。
12. リーガル・チェック体制を整備し、法務リスクを未然に防止するよう努めています。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明や誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

▶▶反社会的勢力への対応について

近年、市民生活や経済活動を脅かす存在である反社会的勢力を社会から排除しようとする動きが業種を問わず様々な企業に広まってきております。

当金庫においても、当該勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、平成20年3月、当金庫のホームページに以下の「反社会的勢力対応に係る基本方針」を明確に示して具体的な拒絶宣言を行っています。

また、反社会的勢力との関係遮断のため、平成23年5月より、融資関連契約書に当該勢力の排除条項を盛り込むとともに、新規に預金口座を開設する際に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を得ることとしており、虚偽により口座を開設した場合であっても、後日、当該勢力と判明した時点で取引停止または口座解約できる旨規定しております。さらに、平成24年8月より、出資につきましても預金と同様、新規申込時に「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」を得ることとし、預金同様の対応を可能としました。

平成25年4月には、共同利用型検索システムを導入し、暴力団員等の検索を開始、平成26年1月には、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの賛助会員に入会するなど、警察署を含め外部機関との連携強化を図り、当該勢力との関係遮断に積極的に努めております。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行ってまいりますのでご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

反社会的勢力対応に係る基本方針

〔基本原則〕

1. 組織としての対応
2. 外部専門機関との連携
3. 取引を含めた一切の関係遮断
4. 有事における民事と刑事の法的対応
5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力とは

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的行為を行う団体、個人をいい、具体的には暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等です。

▶▶▶利益相反管理方針の概要について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針、規程および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適切に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融ADRの対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店または本部「お客様相談室」で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

南郷信用金庫お客様相談室	
住 所：	宮崎県日南市吾田東4丁目1番1号
電話番号：	0120-881-992
受付時間：	9：00～17：00（信用金庫営業日）
受付媒体：	電話、手紙、面談

*お客さまの個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記「お客様相談室」にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
1. 住 所：	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号：	03-3517-5825
3. 受付日時：	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
4. 受付媒体：	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、「お客様相談室」または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てたことも可能です。

東京三弁護士会	
名 称：	東京弁護士会紛争解決センター
住 所：	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：	03-3581-0031
受 付 日：	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間：	9:30～12:00、13:00～15:00
名 称：	第一東京弁護士会仲裁センター
住 所：	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：	03-3595-8588
受 付 日：	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間：	10:00～12:00、13:00～16:00
名 称：	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所：	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：	03-3581-2249
受 付 日：	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間：	9:30～12:00、13:00～17:00

名 称：	熊本県弁護士会紛争解決センター
住 所：	〒860-0078 熊本市京町1丁目13-11
電話番号：	096-325-0913
受 付 日：	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間：	9:00～17:00
名 称：	鹿児島県弁護士会紛争解決センター
住 所：	〒892-0815 鹿児島市易居町2番3号
電話番号：	099-226-3765
受 付 日：	月～金(祝日、年末年始除く)
時 間：	10:00～16:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫「お客様相談室」にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/nanshin/>)をご覧ください。

- (1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、宮崎県弁護士会の事務所等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

- (2) 移管調停

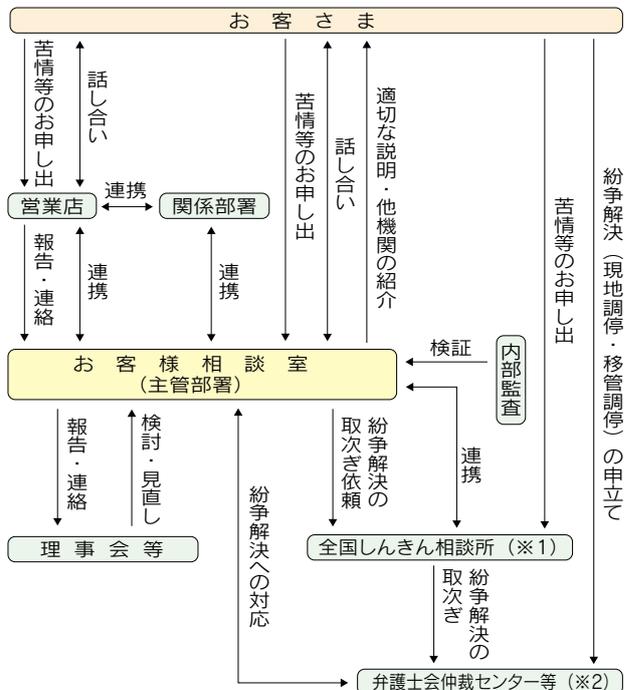
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、鹿児島県弁護士会の紛争解決センターに案件を移管し、当該弁護士会の紛争解決センターで手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、「お客様相談室」がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び「お客様相談室」が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を「お客様相談室」から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(※1)

・全国しんきん相談所

(※2) 弁護士会仲裁センター等

- ・東京弁護士会 紛争解決センター
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター

- ・熊本県弁護士会 紛争解決センター
- ・鹿児島県弁護士会 紛争解決センター (移管調停)

個人情報保護への取り組み

NANSHIN 2015 DISCLOSURE

平成17年4月1日より、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行となりました。

当金庫では、これまでもお客さまから取得した情報は、守秘義務のもと徹底した管理を行なってまいりましたが、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、さらなる個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を公表いたしました。

また、職員が遵守すべき個人情報の取扱いに関する基本事項として「個人情報の保護と利用に関する規程」を定め、個人情報の重要性を全役員が認識し業務に取組んでいます。

■ 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2015年 7月 1日
南郷信用金庫

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記のお問合せ先までお申出下さい。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の「個人情報に関する相談窓口」までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っていません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取り扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金等の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫お客様相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

南郷信用金庫 お客様相談窓口
住 所 : 〒887-0041 宮崎県日南市吾田東4丁目1番1号
電話番号 : 0120-881-992
FAX : 0987-21-1118
Eメール : s1986011@nanshinnet.co.jp

営業のご案内

● 金庫の主要な事業のご案内

1. 預金又は定期積金の受入
2. 会員に対する資金の貸付
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付け及び手形の割引
5. 為替取引
6. 上記1.～5.の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6.により行う業務を除く）
8. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務



● 預 金

当金庫では、地域の皆様の生活設計や資産の形成、事業活動などのお役に立てるよう、各種預金商品を取り揃えております。

種 類		特 色	期 間	最低お預入額	付利単位	
流動性預金	当 座 預 金	商取引には小切手・手形をどうぞ。企業カードは一層便利です。(預金保険制度の決済用預金です。)	出し入れ自由	1円以上	無利息	
	普 通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、キャッシュカードをお使いになれば『全国キャッシュサービス』もご利用できて便利です。	出し入れ自由	1円以上	100円 (1,000円以上)	
	無 利 息 型 普 通 預 金	残高が1,000万円を超えていても、全額が預金保険制度で保護されます。(普通預金と同様の機能です)	出し入れ自由	1円以上	無利息	
	貯 蓄 預 金	残高が増加するごとに、金利が有利になる預金です。キャッシュカードにて入出金もできます。	出し入れ自由	1円以上	100円 (1,000円以上)	
	納 税 準 備 預 金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。非課税扱いです。	入金 は自由、 引出は納税時	1円以上	100円 (1,000円以上)	
	通 知 預 金	まとまった資金を短期運用されるのに最適です。ご解約の場合は解約の2日前までに通知を必要とします。	7 日 以 上	1万円以上	1,000円	
総 合 口 座		普通預金と定期預金を一体化した商品です。定期預金の90%まで貸越枠(最高額500万円)があり、キャッシュ・カードをセットいただければ、いざと言った時に便利です。	普通預金・定期預金と同じ			
定期預金	大 口 定 期 預 金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。他の定期預金より高利回りの定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000万円以上	1円	
	ス ー パ ー 定 期 3 0 0	300万円以上のまとまった資金の運用にご利用いただける自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	300万円以上	1円	
	ス ー パ ー 定 期	100円からお預けいただける自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	100円以上	1円	
	変 動 金 利 型 定 期 預 金	市場金利の動きによって預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が変わる変動型の預金です。	1年～3年	100円以上	1円	
	利 息 分 割 受 取 型 定 期 預 金	満期を待たずに、お利息が受取れます。利払周期は1ヶ月～6ヶ月。スーパー定期、スーパー定期300、大口定期でご利用できます。	1ヶ月～5年	100円以上	1円	
	積 立 定 期 預 金	契約時に満期日を設定して預入期間中に自由な金額でご預金できる定期預金です。	6ヶ月～15年	100円以上	1円	
	財 形 預 金		財形年金 勤労者が年金目的で有利に運用できます。	5年～15年	100円以上	1円
			財形住宅 増改新築費用目的で有利に運用できます。	5年～15年		
			一般財形 生活設計の為、有利に運用できます。	3年～15年		
	優 遇 金 利	退職金専用定期預金「永 寿」	お客様がお預けいただいた退職金を当金庫独自の優遇金利で有利に運用できる定期預金です。	1年・3年・5年	100万円以上	1円
年 金 定 期		当金庫で継続して年金をお受取のお客様であれば、1,000万円まで当金庫独自の優遇金利で有利に運用できる定期預金です。	1年	5万円以上	1円	
福 祉 年 金 定 期 ス マ イ ル		障害基礎年金などを受給されているお客様を対象として、300万円まで当金庫独自の優遇金利で有利に運用できる定期預金です。	1年	100円以上	1円	
定期積金	ス ー パ ー 積 金	旅行・結婚・教育等、プラン実現のために計画的に毎月一定額を積立てて頂く目的型貯蓄商品です。	6ヶ月～5年	1,000円以上	100円	
	ア ン バ ン マ ン の 若 者 ・ 子 育 て 応 援 積 金	若者・子育ての応援を目的とし、計画的に毎月一定額を積立てて頂く目的型貯蓄商品です。特典として「教育・カーライフプラン」の優遇金利が利用できます。	3年・5年	10,000円以上	100円	
	タ ッ ク ス プ ラ ン	法人や個人事業者の方が消費税納税目的の為に計画的に毎月一定額を積立てて頂く優遇金利の定期積金です。	6ヶ月～3年	10,000円以上	100円	

● 融 資

地域の皆様の住宅資金や教育資金、事業に必要な運転資金や設備資金など、様々な資金ニーズにお応えするため、各種ローン商品を準備しております。

種 類	内 容 ・ 特 色			
代 理 業 務	<input type="checkbox"/> 信金中央金庫 <input type="checkbox"/> 中小企業基盤整備機構	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> 勤労者退職金共済機構	<input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構 <input type="checkbox"/> 福祉医療機構	<input type="checkbox"/> 農林漁業信用基金 <input type="checkbox"/> 西日本建設業保証(株)
制 度 融 資	宮崎県及び宮崎市、日南市、串間市の制度融資			

■個人向けローン

種 類	内 容 ・ 特 色	ご利用金額	ご融資期間
住宅 関連 ロー ン	一般住宅ローン	住宅新築・購入資金(中古住宅含む)、リフォーム資金、住宅借換資金、土地購入資金、住宅施設に要する資金。満20歳以上最終返済時満80歳以下の方、保証人必要	5,000万円以内 35年以内
	全国保証住宅ローン 「快適35」	上記資金を必要とする方で、原則、団体信用生命保険に加入できる方 満20歳以上65歳未満の方、3年固定、5年固定又は10年固定金利、保証人不要	1億円以内 35年以内
	しんきん保証住宅ローン 「快適35S」	上記資金を必要とする方で、原則、団体信用生命保険に加入できる方 満20歳以上60歳以下の方、3年固定、5年固定又は10年固定金利、保証人不要	8,000万円以内 35年以内
	九州総合信用住宅ローン 「快適35K」	上記資金を必要とする方で、原則、団体信用生命保険に加入できる方 満20歳以上70歳以下の方、3年固定、5年固定又は10年固定、保証人不要	1億円以内 35年以内
	全国保証リフォームローン 「リフォーム15」	住宅の増改築・修繕に要する資金 満20歳以上65歳未満の方、保証人不要	1,000万円以内 15年以内
	しんきん保証リフォーム プラン「リフォーム15S」	住宅の増改築・修繕に要する資金 満20歳以上の方、固定金利、保証人不要	1,000万円以内 15年以内
	九州総合信用リフォーム ローン「リフォーム15K」	住宅の増改築・修繕に要する資金 満20歳以上70歳以下の方で最終返済時満80歳以下の方、保証人不要	1,000万円以内 15年以内
	しんきん保証住宅ローン 「無担保住宅ローン」	住宅新築・購入資金(中古住宅含む)、リフォーム資金、住宅借換資金 満20歳以上の方、固定金利、担保、保証人不要	1,000万円以内 20年以内
	エコソーラー 「電光節家」	太陽光発電システム・オール電化等に係る資金、ソーラーローン借換資金等 満20歳以上で安定継続した収入のある方、固定金利、しんきん保証付、団体信用生命保険加入可	1,000万円以内 15年以内
目 的 ロ ー ン	しんきん保証 カーライフプラン	自家用車の購入、車検、修理費用、免許取得費用、保証料、マイカーローン借換資金等 満20歳以上で安定継続した収入のある方、固定金利、しんきん保証付	500万円以内 10年以内
	しんきん保証 エコカーライフプラン	エコカーの購入資金、エコカー購入資金と合わせたマイカーローン借換資金等 満20歳以上で安定継続した収入のある方、固定金利、しんきん保証付	500万円以内 10年以内
	教 育 プ ラ ン	就学する学校への1年分の納付金(授業料・入学金等)、付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用、交通費等)等 満20歳以上固定金利、しんきん保証付(ただし、6年制大学の場合は、1,000万円以内、16年以内)	500万円以内 10年以内
	福 祉 プ ラ ン	介護用機器の購入、設置費用、老人ホーム入居一時金等 満20歳以上で安定継続した収入のある方、固定金利、しんきん保証付	500万円以内 10年以内
	しんきん 個 人 ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 満20歳以上で収入のある方、固定金利(取引内容により金利優遇)、しんきん保証付	500万円以内 10年以内
	職域サポートローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 職域サポート契約を締結した事業所の代表者、役員、従業員で満20歳以上の方、固定金利、しんきん保証付	500万円以内 10年以内
フ リ ー ロ ー ン	いっちょが2	資金のお使いみちは自由です。手続き簡単、スピード審査で即日OK 満20歳以上65歳以下の方、固定金利	500万円以内 10年以内
	キ ャ ッ チ	資金のお使いみちは自由です。手続き簡単、スピード審査で即日OK 年金収入の方、専業主婦でも可能です。満20歳以上完済時75歳以下の方、固定金利	300万円以内 7年以内
	シニアライフローン	満60歳以上の方専用商品で、資金のお使いみちは自由です。手続き簡単、スピード審査で即日OK 最終返済時の年齢が満80歳以下の方、年金収入の方でも可能です。固定金利。	100万円以内 10年以内
	悠々自適	満60歳以上の方専用商品で、資金のお使いみちは自由です。手続き簡単、スピード審査で即日OK 満60歳以上75歳以下の方、年金収入の方でも可能です。固定金利	100万円以内 7年以内
カ ー ド ロ ー ン	教育カードローン 「学資応援団」	入学金・授業料等教育に関する資金および教育ローン借換資金等に使える便利なカードです。 満20歳以上60歳以下の方、在学期間中は元金随時返済、利息毎月返済。卒業後、元利均等返済。	300万円以内 16年9カ月以内
	カードローン300	資金のお使いみちは自由です。急な出費に便利です。利用限度範囲内で繰り返しご利用できます。満20歳以上65歳未満の方、限度額に応じた定額返済	50万円から300万円 3年更新
	あんしん	資金のお使いみちは自由です。急な出費に便利なカードです。 利用限度範囲内で繰り返しご利用できます。満20歳以上65歳以下の方、極度額に応じた定額返済	10万円から300万円 1年更新
	きゃつする500	資金のお使いみちは自由です。急な出費に便利です。利用限度範囲内で繰り返しご利用できます。満20歳以上65歳以下の方、ご利用残高に応じた定額返済	10万円から500万円 3年更新
	ミニカードローン	資金のお使いみちは自由です。急な出費に便利です。利用限度範囲内で繰り返しご利用できます。満20歳以上65歳未満の方、予算に応じ随時返済払	10万円から50万円 3年更新
そ の 他	タイムリーローン	お使いみちは自由です。(事業性資金、投機性資金は除きます。)返済負担軽減を目的とする他行ローン等の一本化資金も可能とします。満20歳以上完済時75歳未満の方	100万円以内 7年以内
	おまとめローン	債務整理専用のローンです。(事業性資金、転貸資金は除きます) 満25歳以上65歳以下で安定継続した収入のある方、固定金利	100万円超 500万円以内 有担保15年以内 無担保10年以内

営業のご案内

● その他の業務

地域の皆様の多様化・高度化するニーズにお応えするため、個人向け国債や保険の窓口販売をはじめ各種業務を取り扱っております。

◆国債の窓口販売業務

サービス名	商品名	内 容
国債の窓口販売業務	個人向け（3年）	日本国政府が発行し、元本や利息をお支払します。発行時に設定された固定利率で半年ごとに利息が付き、発行時点で3年後の投資結果を知る事ができます。
	個人向け（5年）	日本国政府が発行し、元本や利息をお支払します。発行時に設定された固定利率で半年ごとに利息が付き、発行時点で5年後の投資結果を知る事ができます。
	個人向け（10年）	日本国政府が発行し、元本や利息をお支払します。半年ごとに適用利率が変わり、利息が付き、年率0.05%の最低金利保証があるので安心して運用できます。

◆保険の窓口販売業務

サービス名	商品名	内 容	
損害保険商品の窓口販売	火災 グッドすまいる	当金庫で住宅ローンをご利用、またはご利用になるお客様のための火災保険です。幅広い補償内容でご納得いただける保険料がポイントです。	
	支援 グッドサポート	当金庫で住宅ローンをご利用、またはご利用になるお客様のため、病気やケガで働けなくなった期間の住宅ローンの返済を支援する保険です。	
	傷 害	セーフティS JNK	当金庫の会員のみなさまの万一の事故を補償する積立型傷害保険です。月々4,000円からの掛金で大きな補償と5年後の満期返戻金が受取れます。スタンダード、子供プラン、ゴルファー保険と補償内容も充実した保険で、保険料もお得となった商品です。
		標準傷害保険	万一の事故を補償する傷害保険で、保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。個人型と夫婦型があり、掛捨てタイプの保険です。保険料は年払いで、指定口座から引き落としされます。継続は自動更新されるので、手続きは不要です。当金庫の会員でご契約すると保険料が安くなりお得です。
生命保険商品の窓口販売	個人 年金 しんきんらいふ 年金FS	50万円からの保険料で、一定期間以上お預けになると有利に運用できます。また災害死亡給付の補償も付いていて安心です。税制上のメリットもあり、ライフスタイルに応じた将来設計にお役に立てる商品です。	
	医 療 ちゃんと応える医療保険 EVER	病気やケガによる入院やそれに伴う通院・手術の保障が一生（ケガの場合満90歳まで）続きます。また、保険料は更新によって上がることはありません。終身払プランと60、65歳満期払済プランがあり、終身払プランは満80歳の方まで加入できます。	
	が ん 生きるためのがん保険 days	日本人の死因第1位である「がん」の入院・通院・特定治療通院・先進医療を保障するほか、「がん」と診断されたときの診断給付金、診断後の生存給付年金など、保障が充実しています。満80歳の方まで加入できる商品です。	

◆その他の窓口業務

九州しんきんカード 取扱業務	カード社会の現在、今や現金に代わるお支払システムとして定着しましたが、そのカードの申し込みをお取次ぎいたします。VISAカード、JCBカードを取扱っていますので、カードサービスも充実した内容になっています。事業所の加盟店としての取次ぎも行っていきます。
リース業務	設備投資のお手伝いとして『九州信金リース(株)』との斡旋をいたします。技術革新が急速になり、耐用年数の途中で買換や寿命が尽きる事がありますが、リースを利用した方がお得な場合があります。税法上のメリットもあり、コスト面でもお勧めです。
貸金庫・保護預り	お客様の大切な財産や貴重品、預金証書、重要書類などを安全・確実に保管いたします。
国民年金基金	お客様の将来設計のお手伝いとして、個人事業者などの第一号被保険者が加入できる国民年金基金の募集と口座振替をいたします。

各種サービス

地域の皆様の利便性向上のため、各種サービス業務の充実に努めています。

種類	内容・特色
キャッシュサービス	カード1枚でお客様の口座から現金の入出金・残高照会・お振込が出来ます。当金庫本支店の他、全国の提携金融機関（セブン銀行含）及びゆうちょ銀行のATMでもご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてもお使いいただけます。
自動口座振替サービス	公共料金（電気・電話・水道・ガス・NHK受信料）のほか、各種税金、国民年金保険料、社会保険料、学費、各種クレジット等をご指定の口座から自動支払いいたします。
年金自動受取	一度のお手続きで、国民・厚生・新国民厚生・共済等の各種年金が、毎回お客様のご指定になった預金口座へ振込まれます。また、当金庫での年金受取のお客様を対象とした、金利優遇商品もご用意しています。
給与振込サービス	毎月の給料やボーナスがお客様ご指定の口座に直接振込まれます。また、キャッシュカードをご利用いただければ、全国の当金庫提携金融機関において現金引出ができます。
公金代理収納サービス	当金庫窓口において、宮崎県・宮崎市・日南市・串間市の税金、国民年金保険料等の納付ができます。
クレジットカード	九州しんきんカード（VISA・JCB）等各種クレジットカード申込のお取次ぎを致します。また、当金庫のATMではキャッシングもご利用いただけます。
テレホンバンキング（モバイルバンキング）	固定電話や携帯電話（Iモード）から直接お振込や口座の残高照会等ができます。操作も簡単で大変便利です。
ホームバンキングインターネットバンキング	事務所・ご自宅のパソコン等を利用して、振込、振替等の資金移動や口座内容の照会等がご利用いただけます。
自動振込サービス	家賃、会費、仕送り等あらかじめお申しいただいた金額を、お客様の口座より、ご指定の口座へ自動的に送金いたします。
ATM振込	お振込が、現金及び、当金庫・当金庫提携金融機関のキャッシュカードでご利用いただけます。振込依頼書への記入もいらず、窓口ご利用の場合よりも手数料がお得です。
外貨両替・外国送金	信金中央金庫の代理業務として、海外への送金、米ドル以外の外貨両替、トラベラーズチェック等の取扱を行っています。 なお、外貨両替（米ドル含）の取扱については、目井津支店及び油津支店となっています。
でんさいネットサービス	全国銀行協会子会社「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」が提供する「でんさい」をご利用いただけるサービスです。

営業のご案内

受入手数料一覧表（平成27年7月1日現在）

1. 他行・県内信金・当金庫本支店宛振込・取立手数料

通信種目等	金額別等	他行宛	県内信金宛	当金庫本支店宛
窓口利用 振込	電信扱	3万円以上 864円 3万円未満 648円	648円 432円	540円 324円
	文書扱	3万円以上 864円 3万円未満 648円	648円 432円	540円 324円
機械 振込	ATM振込 カード利用	3万円以上 540円 3万円未満 378円	324円 216円	216円 108円
	ATM振込 現金	3万円以上 756円 3万円未満 540円	540円 324円	432円 216円
利用 振込	HBサービス	3万円以上 540円 3万円未満 324円	432円 216円	216円 108円
	自動振込	3万円以上 648円 3万円未満 432円	432円 216円	108円 54円
	テレホン バンキング	3万円以上 648円 3万円未満 432円	432円 216円	324円 108円
	FD振込 サービス	3万円以上 648円 3万円未満 432円	432円 216円	324円 108円
利用 振込	IBサービス	3万円以上 378円 3万円未満 216円	270円 108円	無料 無料

（注）給与振込で、当金庫本支店・同一店内振込の場合は無料となります。

通信種目等	金額別等	他行宛	県内信金宛	当金庫本支店宛
送金	電信送金	864円	540円	378円
	普通送金 小切手	648円	432円	378円
代金 取立	宮崎交換 当日選入金可能（小切手）	無料	無料	無料
	所内取立 上記以外	216円	216円	216円
取立	宮崎交換 取立普通扱	648円	648円	—
	所外取立 取立至急扱	864円	864円	—

（注）1. 至急扱とは、取立依頼日から手形期日までの期間が5営業日以内の場合です。

（注）2. 支払場所が当金庫の同一店舗内の手形・小切手取立は無料となります。

2. 同一店内振込手数料（第三者が自店の顧客口座に振り込む場合）

振込金額	窓口利用	機械利用						
		ATMカード	ATM現金	HBサービス	自動振込	テレホンバンキング	FD振込	IBサービス
3万円以上	432円	108円	324円	無料	108円	108円	108円	無料
3万円未満	216円	54円	108円	無料	54円	無料	54円	無料

- *しんきん自動振込に限り、当金庫あて（原店、僚店）口座への家賃振込は無料となります。
- *しんきん自動振込に限り、修学期間の生活資金等の振込は、通常手数料の半額となります。
- *窓口に関し、当金庫にある学校関連（PTA、スポーツ少年団等含む）口座への振込は、3万円以上216円、3万円未満無料となります。
- *窓口での当金庫預金口座からの振替に限り、他行への学校授業料及び入学金等の振込は、通常手数料の半額となります。
- *当金庫カーローン利用による自動車会社等への振込は、通常手数料の半額となります。

営業のご案内

3. その他為替手数料

手数料項目	金額
送金・振込の組戻料	1件 648円
不渡手形返却料 (当金庫同一店舗内)	1枚 無料
(当金庫本支店内)	1枚 216円
(宮崎交換所内)	1枚 432円
(宮崎交換所外)	1枚 648円
発送済取立手形組戻料 (宮崎交換所内)	1件 432円
(宮崎交換所外)	1件 648円
取立手形店頭呈示料 (費用がかさむ場合は、実費+消費税)	1枚 648円
その他特殊手数料	1件 実費+消費税

4. 各種サービス契約手数料

項目	内 訳	金額
H B サービス	契約手数料	無料
	毎月基本手数料	1,080円
個人IDサービス	契約手数料	無料
	毎月基本手数料	無料
法人IDサービス	契約手数料	2,160円
	毎月基本手数料	1,080円

5. ATM利用手数料

項目	内 訳	金額
ATM利用手数料	○当金庫及び全国の信用金庫の平日の利用18時迄 (以降時間延長手数料を加算)	無料
	○他行・郵貯顧客の平日の利用18時迄 ※ (以降時間延長手数料を加算)	108円
	○当金庫及び全国の信用金庫の土曜日利用14時迄 (以降時間延長手数料を加算)	無料
	○他行・郵貯顧客の土曜日利用17時迄 ※ (以降時間延長手数料を加算)	216円
	○当金庫の日曜日・祝日の利用19時迄	108円
	○全国の信用金庫の日曜日・祝日の利用17時迄 ※ (以降時間延長手数料を加算)	108円
	○他行・郵貯顧客の日曜日・祝日の利用17時迄 ※ (以降時間延長手数料を加算)	216円
	○当金庫及び全国の信用金庫の12月31日利用 ※	108円
	○他行・郵貯顧客の12月31日利用 ※	216円
	◎時間延長手数料：平日18時以降・土曜日14時以降・日曜日・祝日17時以降 ※ (但し、他行・郵貯顧客の土曜日17時迄の利用を除く)	108円
	注 当金庫及び県内信用金庫の平日・土曜日・日曜日・祝日の入金利用	無料

※改正利息制限法により、当金庫以外の提携金融機関のATMをご利用される場合は、上記記載の手数料と相違する場合がございます。詳しくは当金庫の窓口にお問い合わせ下さい。

6. 各種手数料

項目	内 訳	金額
用紙交付料	署名鑑登録初期費用	2,160円
	約束手形用紙 (署名鑑有) 1冊 (50枚綴)	864円
	約束手形用紙 (署名鑑無) 1冊 (50枚綴)	864円
	小切手帳 (署名鑑有) 1冊 (50枚綴)	648円
	小切手帳 (署名鑑無) 1冊 (50枚綴)	648円
	専用約束手形用紙 (署名鑑無) 1枚	432円
	専用口座開設手数料 1口座	3,240円
	為替手形用紙 1冊 (30枚綴)	324円
	為替手形用紙 1枚 (消費税別)	10円
	自己宛小切手 (1枚につき)	540円
(注) 当金庫の都合による作成は除く		
発行手数料	各種証明書発行 1件	324円
	(警察の捜査関係、国税・県税事務所・市町村からの税金延納処分の為の照会、生活保護法による福祉事務所からの照会等)	原則無料
	通帳・証書再発行 (通帳・証書・出資証券)	1,080円
	(注) 災害特別措置法適用分免除	
	キャッシュカード発行 新規 (MCカード) 540円 新規 (ICカード) 1,080円 再発行	無料
(注) ローンカードを含む (注) 毀損・災害特別措置法適用分免除		
預り手数料	夜間金庫使用料 (月額)	2,160円
	保護預り手数料 (国債) 毎月払い1取引当たり	108円
	貸金庫手数料 (年間手数料)	
	簡易型貸金庫	6,480円
	手動型貸金庫	7,776円
半自動型貸金庫：普通	9,072円	
半自動型貸金庫：大	15,552円	
その他手数料	一般コピー	1枚 15円
	マイクロフィルムコピー	1枚 108円
	取引履歴検索システム	1枚 108円
	C D R O M検索	1枚 108円
	(警察の捜査関係、国税・県税事務所・市町村からの税金延納処分の為の照会、生活保護法による福祉事務所からの照会等)	原則無料
	異議申立預託手続	1件 1,080円

7. 融資関連手数料

平成26年4月1日から適用

項目	金額				
各種用紙交付手数料					
手形貸付	新規貸付	432円			
	書替継続	216円			
証書貸付	提携ローン	540円			
	プロパー融資 (宮崎県信用保証協会保証含む)	1,080円			
カードローン契約	無料				
債務保証関係契約書交付 (請負工事保証等)	1,080円				
条件変更手数料					
条件変更	手形貸付	預金担保	無料		
		預金担保以外	864円		
	証書貸付	預金担保	1,080円		
		預金担保以外	5,400円		
一括繰上償還手数料					
期限前弁済	預金担保貸付	無料			
	残存返済期間	1年以内	無料		
		1年超	経過期間	融資日～3年	5,400円
			3年超～5年	3,240円	
			5年超～7年	2,160円	
7年超	1,080円				
不動産担保事務手数料					
新規設定	極度額	営業区域内	10,800円		
	5千万円未満	営業区域外	21,600円		
	極度額	営業区域内	21,600円		
	5千万円以上	営業区域外	43,200円		
追加設定、極度額増額、順位譲渡、担保差替及び譲渡等		5,400円			
登録抹消手数料 (原因証書紛失の場合)		1,080円			
各種発行事務手数料					
株式 (出資金) 払込金受入証明書発行手数料	3,240円				
融資証明書発行手数料 (5条申請等に提出する場合)	5,400円				
債権取立手数料					
割引債権	当金庫内	216円			
	宮崎手形交換所を交換提示場所とする場合	432円			
	上記以外	864円			

8. 個人情報保護開示手数料

項目	内 訳	金額
開示請求	開示に応じない場合	無料
	開示に応じる場合の基本手数料	1,080円
	(取引明細の場合は次の実費を加算)	
	マイクロフィルムコピー	1枚 108円
取引履歴検索システム	1枚 108円	
C D R O M検索	1枚 108円	

9. 両替手数料

窓 口	両替枚数	両替枚数	両替機	両替機
	手数料金額		手数料金額	手数料金額
	1枚～50枚	無 料	1枚～50枚	無 料
	51枚～200枚	216円	51枚～500枚	100円
	201枚～400枚	432円	501枚～1,000枚	200円
	401枚～600枚	648円	1,001枚以上	300円
	601枚～800枚	864円	*バラ硬貨の利用金額は500円、100円のみ	
	801枚以上	1,080円		

*お取引1件あたり、消費税込み
 *両替枚数合計とは、1円～5,000円までの金種枚数合計をいい、お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のうち、いずれか多い方の枚数です。
 *次の両替は無料
 ◎同一金種の新券への交換 ◎記念硬貨の交換 ◎損傷紙幣・損傷貨幣の同一金種との交換

10. 大量硬貨入金手数料

枚 数 (1回あたり)	手 数 料
1,000枚以下	無 料
1,001～2,000枚	324円
2,001～3,000枚	432円
3,001～4,000枚	540円
4,001～5,000枚	648円

以降、1,000枚ごとに108円を加算する

*非事業資金 (貯金箱預金・PTA・町内会等) の場合は、無料となります。
 *同一顧客で無料 (1,000枚未満) となる取引が1日に複数回あった場合は、その時点における合計枚数にて手数料を計算します。

Nanshin Report 2015



資料編

■財務諸表

貸借対照表 ……………33

損益計算書 ……………34

注記 ……………35

■経営に関する指標 ……………37

■預金に関する指標 ……………38

■貸出金に関する指標 ……………38

■有価証券に関する指標 ……………40

■その他の業務に関する指標 ……41

■バーゼルⅢに関する指標 ……42

■用語解説 ……………48

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成26年3月末	平成27年3月末
(資産の部)		
現金	1,428	1,465
預 け 金	22,267	22,151
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
有 価 証 券	18,553	20,890
国 債	2,459	3,100
地 方 債	3,140	3,908
社 債	9,057	9,554
株 式	11	11
その他の証券	3,885	4,315
貸 出 金	35,503	36,252
割 引 手 形	25	28
手 形 貸 付	1,836	1,413
証 書 貸 付	31,550	32,596
当 座 貸 越	2,091	2,214
その他の資産	465	459
未 決 済 為 替 貸	8	7
信 金 中 金 出 資 金	247	247
未 収 収 益	139	130
前 払 費 用	-	6
その他の資産	68	66
有 形 固 定 資 産	1,485	1,464
建 物	914	879
土 地	444	428
リ ー ス 資 産	12	31
建 設 仮 勘 定	-	-
その他の有形固定資産	113	125
無 形 固 定 資 産	7	7
ソ フ ト ウ ェ ア	3	3
リ ー ス 資 産	0	0
その他の無形固定資産	4	4
繰 延 税 金 資 産	60	-
債 務 保 証 見 返	656	560
貸 倒 引 当 金	△479	△429
(うち個別貸倒引当金)	(△396)	(△325)
合 計	79,947	82,822

科 目	平成26年3月末	平成27年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	73,443	75,982
当 座 預 金	65	71
普 通 預 金	22,391	22,721
貯 蓄 預 金	23	14
通 知 預 金	-	120
定 期 預 金	45,547	47,700
定 期 積 金	5,178	5,132
そ の 他 の 預 金	237	221
そ の 他 の 負 債	187	164
未 決 済 為 替 借	11	7
未 払 費 用	110	82
給 付 補 填 備 金	7	3
未 払 法 人 税 等	0	0
前 受 収 益	21	20
払 戻 未 済 金	2	1
リ ー ス 債 務	12	32
そ の 他 の 負 債	19	15
賞 与 引 当 金	33	36
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	395	398
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	53	57
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1	1
偶 発 損 失 引 当 金	2	3
そ の 他 の 引 当 金	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	43
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	31	29
債 務 保 証	656	560
負 債 の 部 合 計	74,804	77,278
(純資産の部)		
出 資 金	464	467
普 通 出 資 金	464	467
利 益 剰 余 金	4,426	4,564
利 益 準 備 金	465	465
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,960	4,098
特 別 積 立 金	3,810	3,860
(うち臨時費用積立金)	(1,150)	(1,150)
当 期 未 処 分 剰 余 金	150	238
処 分 未 済 持 分	-	-
会 員 勘 定 合 計	4,890	5,031
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	253	512
土 地 再 評 価 差 額 金	△1	△0
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	251	512
純 資 産 の 部 合 計	5,142	5,544
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	79,947	82,822

■損益計算書

(単位:千円)

科目	平成26年3月末	平成27年3月末
経常収益	1,598,555	1,601,167
資金運用収益	1,407,947	1,387,178
貸出金利息	1,048,925	1,041,388
預け金利息	88,025	68,114
有価証券利息配当金	263,553	270,239
その他の受入利息	7,442	7,436
役務取引等収益	113,949	110,591
受入為替手数料	43,177	42,267
その他の役務収益	70,772	68,324
その他業務収益	17,374	37,238
国債等債券売却益	1,202	3,155
国債等債券償還益	81	17,201
金融派生商品収益	8,480	-
その他の業務収益	7,610	16,881
その他経常収益	59,283	66,159
貸倒引当金戻入益	-	-
償却債権取立益	44,436	64,706
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	443	-
その他の経常収益	14,403	1,452
経常費用	1,458,010	1,440,874
資金調達費用	63,897	67,299
預金利息	60,600	65,641
給付補填備金繰入額	3,296	1,658
その他の支払利息	-	-
役務取引等費用	154,637	161,464
支払為替手数料	12,408	12,849
その他の役務費用	142,229	148,615
その他業務費用	3,219	6,690
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	2,850	6,415
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	369	275
経常費用	1,165,236	1,115,716
人件費	740,502	727,041
物件費	407,194	365,530
税金	17,539	23,145
その他経常費用	71,019	89,702
貸倒引当金繰入額	10,248	17,263
貸出金償却	53,539	67,755
その他資産償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他の経常費用	7,231	4,683
経常利益(損失)	140,544	160,293
特別利益	1,301	-
固定資産処分益	1,301	-
その他の特別利益	-	-
特別損失	29,329	8,503
固定資産処分損	469	8,503
減損損失	20,377	-
その他の特別損失	8,482	-
税引前当期純利益	112,516	151,789
法人税、住民税及び事業税	355	931
過年度法人税等	5,314	-
法人税等調整額	50,033	3,987
法人税等合計	55,703	4,918
当期純利益	56,812	146,870
前期繰越金	99,851	91,501
目的積立金取崩額	-	-
土地再評価差額金取崩額	△5,917	-
当期末処分剰余金	150,747	238,371

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	平成26年3月末	平成27年3月末
当期末処分剰余金	150,747,835	238,371,974
剰余金処分量	59,246,652	150,898,103
利益準備金	-	1,603,500
普通出資に対する配当金	9,246,652	9,294,603
(配当率)	年2%	年2%
特別積立金	50,000,000	140,000,000
(うち臨時費用積立金)	-	-
次期繰越金	91,501,183	87,473,871

■会計監査法人による外部監査

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

南郷信用金庫
理事会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 澤 昌義
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 笠田 誠二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本 大博
業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、南郷信用金庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■代表者による確認書

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月26日
南郷信用金庫
理事長 古澤秀樹

1. 貸借対照表の注記

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~65年
その他 3年~12年

4.無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価値額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6.外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は135百万円であります。

8.賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)
年金資産の額 1,549,255百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,738,229百万円
差引額 △188,974百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月31日現在)
0.0926%

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金17百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じること等で算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生し、認められる額を計上しております。

11.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づき将来の払戻損失見込額を計上しております。

12.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14.理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額14百万円

15.有形固定資産の減価償却累計額1,023百万円

16.貸出金のうち、破綻先債権額は172百万円、延滞債権額は1,381百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の立立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であり、
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は414百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、974百万円であり、
なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は28百万円であり、

21.担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産としては、為替決済の取引の担保として、1,000百万円(信金中金定期預金)を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。

22.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部

に計上しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める再評価の方法に基づいて、合理的な調整を行って算出してあります。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△126百万円

23.出資1口当たりの純資産額5,929円437銭

24.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理
当金庫は、ローン事務取扱い要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。また、信用管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALM委員会規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、総務部において毎日時価額をチェックし、余裕金運用委員会において管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従って行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセントイルを用いた時価は、38百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変動が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません(注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	22,151	22,257	105
(2)有価証券			
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	828	858	30
その他有価証券	20,051	20,051	-
(3)貸出金			
貸出金(※1)	36,252		
貸倒引当金(※2)	△429		
合 計	35,823	37,539	1,715
金融資産計	78,854	80,706	1,851
(1)預金積金(※1)	75,982	76,013	30
金融負債計	75,982	76,013	30

(※1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	11
合 計	11

(※)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	9,480	12,089	—	—
有価証券	2,085	5,147	10,541	1,896
満期保有目的の債券	249	202	—	376
その他有価証券のうち満期があるもの	1,835	4,945	10,541	1,520
貸出金(※2)	4,738	11,364	7,973	8,659
合 計	16,303	28,601	18,515	10,556

(※1)預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金	31,114	21,520	—	—
合 計	31,114	21,520	—	—

(※)預金積金のうち、要求払預金及び定期性預金のうち満期経過分については含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	—

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	728	761	33
	小 計	728	761	33
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	100	97	△2
	小 計	100	97	△2
合 計		828	858	30

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	15,377	14,997	380
	国債	3,100	3,002	98
	地方債	3,808	3,699	109
	短期社債	—	—	—
	社債	8,468	8,295	172
	その他	3,233	2,894	339
小 計	18,611	17,891	719	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,185	1,190	△4
	国債	—	—	—
	地方債	99	99	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	1,086	1,090	△4
その他	254	260	△6	
小 計	1,440	1,450	△10	
合 計		20,051	19,342	708

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	103	3	—
国 債	103	3	—
合 計	103	3	—

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,324百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,281百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	118百万円
退職給付引当金	110
未収利息計上額	19
減価償却費	6
その他	59
繰延税金資産小計	315
評価引当額	△162
繰延税金資産合計	152
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	195
繰延税金負債合計	195
繰延税金資産(負債)の純額	△43百万円

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額157円767銭

経営に関する指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,744	1,766	1,671	1,598	1,601
経常利益	△29	194	102	140	160
当期純利益	10	47	31	56	146
出資総額	462	463	461	464	467
出資総口数	924千口	924千口	923千口	928千口	935千口
1口当たり配当金	10円	10円	10円	10円	10円
純資産額	4,681	4,727	5,020	5,142	5,544
総資産額	78,446	79,338	79,615	79,947	82,822
預金積金残高	71,856	72,900	73,045	73,443	75,982
貸出金残高	33,067	32,886	33,715	35,503	36,252
有価証券残高	13,470	13,447	16,301	18,553	20,890
単体自己資本比率	15.20	15.02	15.39	14.76	14.57
役員数	14	14	13	13	13
うち常勤役員数	7	7	7	7	7
職員数	123	118	111	112	105
会員数	14,234	14,171	14,123	14,256	14,395

業務粗利益

(単位:千円)

	平成25年度	平成26年度
資金運用収支	1,344,050	1,319,879
資金運用収益	1,407,947	1,387,178
資金調達費用	63,897	67,299
役務取引等収支	△40,688	△50,873
役務取引等収益	113,949	110,591
役務取引等費用	154,637	161,464
その他業務収支	14,155	30,548
その他業務収益	17,374	37,238
その他業務費用	3,219	6,690
業務粗利益	1,317,556	1,299,552
業務粗利益率	1.70%	1.65%

(注) 1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合い費用(平成25年度39千円、平成26年度無し)を控除して表示しております。
2.業務粗利益率=業務粗利益/資金運用平均残高×100
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	1.82%	1.75%
資金調達原価率	1.64%	1.54%
総資金利鞘	0.17%	0.20%

総資産利益率

	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.17%	0.19%
総資産当期純利益率	0.07%	0.17%

(注) 1.総資産経常利益率=経常利益/総資産平均残高×100
2.当期純利益率=当期純利益/総資産平均残高×100
3.総資産平均残高については、債務保証見返を除きます。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
資金運用勘定	77,130	78,954	1,407,947	1,387,178	1.82	1.75
うち貸出金	33,849	36,161	1,048,925	1,041,388	3.09	2.88
うち預け金	25,430	22,933	88,025	68,114	0.34	0.29
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	17,602	19,611	263,553	270,239	1.49	1.37
資金調達勘定	74,366	76,189	63,858	67,299	0.08	0.08
うち預金積金	74,366	76,189	63,858	67,299	0.08	0.08
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 1.資金調達勘定は金銭の信託運用見合い額の平均残高(平成25年度47百万円、平成26年度無し)及び利息(平成25年度39千円、平成26年度無し)を、控除して表示しております。
(注) 2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の分析

(単位:千円)

	平成25年度			平成26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	73,309	△43,707	29,602	263,219	△283,981	△20,762
うち貸出金	46,223	△79,314	△33,091	249,343	△256,880	△7,537
うち預け金	△12,540	2,430	△10,110	△8,153	△11,758	△19,911
うち商品有価証券等	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	39,626	33,177	72,803	22,028	△15,342	6,686
支払利息	783	△31,392	△30,609	1,372	2,030	3,402
うち預金積金	783	△31,392	△30,609	1,372	2,030	3,402
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金・貸出金に関する指標

■ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
流動性預金	23,381	23,491
うち有利息預金	21,194	21,547
定期性預金	51,032	52,559
うち固定金利預金	50,995	52,527
うち変動金利預金	37	31
その他	143	138
計	74,413	76,189
譲渡性預金	-	-
合計	74,413	76,189

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2.定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期預金
 3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 役員1人当り預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
預金残高	617	678
貸出金残高	298	323

■ 財形貯蓄の残高

当金庫は現在のところ取扱いがございません。

■ 貸出金科目別残高 (期末残高)

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
	残高	残高
割引手形	25	28
手形貸付	1,836	1,413
証書貸付	31,550	32,596
当座貸越	2,091	2,214
合計	35,503	36,252

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 貸出金残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金	35,503	36,252
うち変動金利	20,951	19,375
うち固定金利	14,552	16,877

■ 預貸率

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金(期末残高)(A)	35,503	36,252
預金(期末残高)(B)	73,443	75,982
預貸率 (A/B)	48.3%	47.7%
期中平均	45.4%	47.4%

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
預金積金	924	838
有価証券	-	-
不動産	67	59
不動産その他	12,577	11,778
計	13,569	12,676
信用保証協会・信用保険	8,506	9,186
保証	1,652	1,883
信用	11,774	12,506
合計	35,503	36,252

■ 預金者別残高と構成比

(単位:百万円、%)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	65,158	88.7	66,388	87.4
法人	8,285	11.3	9,593	12.6
一般法人	7,311	10.0	7,410	9.7
金融機関	96	0.1	72	0.1
公金	877	1.2	2,110	2.8
合計	73,443	100.0	75,982	100.0

■ 定期預金残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
定期預金	45,547	47,700
固定金利定期預金	45,515	47,670
変動金利定期預金	31	30
その他	-	-

■ 1店舗当り預金残高及び貸出金残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
預金残高	6,676	7,598
貸出金残高	3,227	3,625

■ 貸出金科目別残高 (平均残高)

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
	残高	残高
割引手形	31	30
手形貸付	1,454	1,522
証書貸付	30,350	32,476
当座貸越	2,014	2,131
合計	33,849	36,161

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 貸出金用途別残高状況

(単位:百万円、%)

	平成25年度		平成26年度	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	18,405	51.8	19,126	52.8
運転資金	17,098	48.2	17,126	47.2
貸出合計	35,503	100.0	36,252	100.0

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
消費者ローン	6,986	7,681
住宅ローン	8,107	7,845

■ 債務保証見返りの担保別内訳

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
預金積金	-	-
有価証券	-	-
不動産	-	-
不動産その他	576	509
計	576	509
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	45	37
信用	34	13
合計	656	560

経営に関する指標

預金・貸出金に関する指標

貸出金に関する指標

業種別の貸出金残高と構成比

(単位:百万円、%)

業種区分	平成25年度			平成26年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	66	941	2.6	56	868	2.3
農業、林業	95	483	1.3	90	643	1.7
漁業	30	405	1.1	26	263	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	148	1,567	4.4	151	1,651	4.5
電気・ガス・熱供給・水道業	9	479	1.3	11	491	1.3
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	7	172	0.4	9	169	0.4
卸売業、小売業	125	1,654	4.6	124	1,771	4.8
金融業、保険業	4	1,054	2.9	4	1,027	2.8
不動産業	93	5,281	14.8	97	6,110	16.8
物品賃貸業	3	141	0.3	3	139	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8	74	0.2	8	50	0.1
宿泊業	11	931	2.6	11	820	2.2
飲食業	79	740	2.0	71	617	1.7
生活関連サービス業、娯楽業	34	454	1.2	30	396	1.0
教育、学習支援業	5	101	0.2	5	49	0.1
医療、福祉	24	737	2.0	20	496	1.3
その他のサービス	71	705	1.9	69	894	2.4
小計	812	15,930	44.8	785	16,462	45.4
国・地方公共団体	5	4,478	12.6	5	4,263	11.7
個人	8,049	15,093	42.5	8,157	15,526	42.8
合計	8,866	35,503	100.0	8,947	36,252	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	143	82	—	143	82
	平成26年度	82	104	—	82	104
個別貸倒引当金	平成25年度	395	396	69	325	396
	平成26年度	396	325	67	329	325
合計	平成25年度	538	479	69	469	479
	平成26年度	479	429	67	412	429

貸出金償却

(単位:千円)

平成25年度	53,539
平成26年度	67,755

中小企業特別融資制度資金・融資状況

(単位:千円)

制度資金名	件数	貸出金残高
緊急保証制度(セーフティネット)	55	170,615
宮崎県融資制度資金※	52	308,592
宮崎市中小企業融資	3	7,689
宮崎市小規模企業特別融資	14	21,870
日南市中小企業特別融資制度資金	34	80,307
日南市小口零細企業特別融資	127	266,519
串間市小規模事業者融資制度資金	7	30,564
串間市小口零細企業特別融資	33	65,265

※緊急保証制度を除く

有価証券に関する指標

■ 有価証券の期末残高・平均残高 (単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	2,459	2,456	3,100	3,005
地方債	3,140	2,843	3,908	3,814
政府保証債	1,464	1,098	1,844	1,797
公社公団債	2,436	2,498	2,362	2,273
金融債	1,707	1,837	1,705	1,700
事業債	3,449	3,336	3,642	3,592
株式	11	11	11	11
外国証券	3,163	2,751	3,474	3,473
その他の証券	722	769	841	680
合計	18,553	17,602	20,890	19,611

■ 預証率 (単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度
有価証券(期末残高)(A)		18,553	20,890
預金(期末残高)(B)		73,443	75,982
預証率	(A/B)	25.2%	27.4%
	期中平均	23.6%	25.7%

(注) 1. 預証率 = 有価証券 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■ 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の有価証券 (単位:百万円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	949	968	18	728	761	33
	小計	949	968	18	728	761	33
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	280	275	△4	100	97	△2
	小計	280	275	△4	100	97	△2
合計		1,229	1,243	13	828	858	30

(注) 1) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. その他保有目的有価証券 (単位:百万円)

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	13,396	13,172	223	15,377	14,997	380
	国債	2,359	2,306	52	3,100	3,002	98
	地方債	2,696	2,642	54	3,808	3,699	109
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,340	8,223	116	8,468	8,295	172
	その他	2,295	2,143	151	3,233	2,894	339
	小計	15,691	15,316	375	18,611	17,891	719
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	1,260	1,266	△6	1,185	1,190	△4
	国債	99	99	△0	—	—	—
	地方債	443	445	△1	99	99	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	716	721	△4	1,086	1,090	△4
	その他	360	379	△18	254	260	△6
	小計	1,620	1,646	△25	1,440	1,450	△10
合計		17,312	16,962	350	20,051	19,342	708

(注) 1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2) 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当する株式はありません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
信用金庫関連法人株式6社	11	11

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	期間	年度	期間					期間の定めのないもの	合計
			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下		
国債	平成25年度	5	104	—	415	1,934	—	—	2,458
	平成26年度	—	99	—	503	2,298	100	—	3,002
地方債	平成25年度	251	201	—	629	1,953	104	—	3,138
	平成26年度	199	—	—	1,239	2,160	199	—	3,799
短期社債	平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	平成25年度	1,341	2,399	1,759	733	2,610	213	—	9,055
	平成26年度	1,234	2,408	1,721	1,293	2,523	203	—	9,386
株式	平成25年度	—	—	—	—	—	—	11	11
	平成26年度	—	—	—	—	—	—	11	11
外国証券	平成25年度	701	349	212	564	221	1,113	—	3,163
	平成26年度	549	301	515	209	309	1,395	—	3,282
その他の証券	平成25年度	137	111	—	—	—	—	473	722
	平成26年度	101	—	100	—	—	—	499	700
合計	平成25年度	2,436	3,166	1,971	2,343	6,720	1,430	484	18,553
	平成26年度	2,085	2,810	2,336	3,245	7,291	1,900	510	20,182

■ 商品有価証券

平成25、26年度は取引実績がありません。

■ デリバティブ取引

平成25、26年度は取引実績がありません。

■ 金銭の信託

平成25、26年度は取引実績がありません。

解説

その他保有目的有価証券の評価損益状況は、国内債券については市場金利の低下から375百万円の評価益となり、その他(外国証券、投資信託等)においては、株価の上昇や、為替では米ドルに対する円安が影響し332百万円の評価益となり、合計では708百万円の評価益となりました。

[債券の利回り与时価の関係]

債券市場において、利回りが上昇すると債券の時価は下がり、含み益が減少(含み損は増加)します。また、逆に利回りが低下すると債権の時価は上がり、含み益は増加(含み損は減少)します。

その他の業務に関する指標

■ 内国為替取扱状況

		平成25年度		平成26年度	
		送金・振込	代金取立	送金・振込	代金取立
仕向為替	取扱件数(件)	56,912	1,903	54,115	1,673
被仕向為替	〃	186,395	6,200	190,074	5,094
仕向為替	取扱金額(百万円)	37,398	1,009	37,896	972
被仕向為替	〃	43,645	2,337	46,840	2,077

■ 外国為替取扱高

■ 外貨建資産残高

上記2項目については、取り扱っておりません。

■ 代理貸付金残高

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
信金中央金庫	521	452
日本政策金融公庫	352	282
住宅金融支援機構	3,194	2,678
福祉医療機構	9	7
合計	4,077	3,421

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
	経路による引当額	経路による引当額	経路による引当額	経路による引当額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,881		5,022	
うち、出資金及び資本剰余金の額	464		467	
うち、利益剰余金の額	4,426		4,564	
うち、外部流出予定額(△)	9		9	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	82		104	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	82		104	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	13		11	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,977		5,138	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	5	1	4
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	5	1	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	1	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		1	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,977		5,137	

項 目	平成25年度		平成26年度	
	経路による引当額	経路による引当額	経路による引当額	経路による引当額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	31,062		32,630	
資産(オン・バランス)項目	30,536		32,133	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,611		△2,645	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	5		4	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	1		-	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	-		-	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△2,647		△2,679	
うち、上記以外に該当するものの額	29		29	
オフ・バランス取引等項目	525		495	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0		1	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		0	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,651		2,629	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,713		35,259	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.76%		14.57%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

バーゼルⅢ定量情報

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 *1	31,065	1,242	32,630	1,305
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー*2	33,666	1,346	35,239	1,409
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2	82	4	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	137	5	97	3
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	241	9	231	9
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,860	23	5,709	228
法人等向け	7,310	293	8,420	336
中小企業等向け及び個人向け	8,128	329	8,778	351
抵当権付住宅ローン	1,792	71	1,564	62
不動産取得等事業向け	2,464	100	2,685	107
3ヵ月以上延滞等	787	31	725	29
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	128	5	102	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	633	25	664	26
出資等のエクスポージャー	309	12	663	26
重要な出資のエクスポージャー	0	0	0	0
上記以外	6,176	247	6,253	250
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,783	71	2,049	81
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,500	100	2,500	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	399	15	312	12
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー*3	9	—	22	0
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	9	0	22	0
(うち再証券化)	2	0	6	0
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	0	5	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	36	1	33	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△2,679	△107
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	1	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,651	106	2,629	105
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	33,716	1,348	35,259	1,410

(注) 1. 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. エクスポージャーとは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高
 <業種別及び残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス 取引		債 券		デリバティブ 取 引			
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
国 内	76,672	79,082	35,850	36,580	14,462	16,214	-	-	783	698
国 外	3,085	3,300	-	-	3,085	3,300	-	-	-	-
地 域 別 合 計	79,757	82,383	35,850	36,580	17,547	19,515	-	-	783	698
製 造 業	1,222	1,070	922	870	300	200	-	-	148	154
農 業、林 業	499	658	499	658	-	-	-	-	16	11
漁 業	403	260	403	260	-	-	-	-	5	7
鉱業、採石業、砂 利 採 取 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,553	1,637	1,553	1,637	-	-	-	-	76	66
電気・ガス・熱供 給・水道業	1,083	1,296	479	491	604	805	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	180	171	180	171	-	-	-	-	5	-
卸売業、小売業	1,706	1,809	1,607	1,710	99	99	-	-	120	136
金融業、保険業	30,574	29,207	1,055	1,027	6,794	5,466	-	-	-	-
不 動 産 業	5,509	6,434	5,509	6,334	-	100	-	-	133	114
物 品 賃 貸 業	129	126	127	124	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	78	54	75	51	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	896	822	896	822	-	-	-	-	61	22
飲 食 業	693	586	693	586	-	-	-	-	87	33
生活関連サービ ス業、娯楽業	464	404	464	404	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	101	49	101	49	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	737	496	737	496	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	926	1,090	722	898	200	182	-	-	5	0
国・地方公共団体等	14,229	16,193	4,480	4,264	9,547	11,841	-	-	-	-
個 人	15,338	15,718	15,338	15,718	-	-	-	-	128	150
そ の 他	3,419	4,285	-	-	-	819	-	-	-	-
業 種 別 合 計	79,757	82,383	35,850	36,580	17,547	19,515	-	-	783	698
1 年 以 下	14,440	14,377	3,318	2,732	2,334	2,029	-	-	-	-
1年超3年以下	13,948	17,576	2,813	2,677	3,034	2,810	-	-	-	-
3年超5年以下	5,209	6,718	3,236	4,382	1,942	2,236	-	-	-	-
5年超7年以下	5,201	6,256	2,956	3,011	2,245	3,245	-	-	-	-
7年超10年以下	10,794	11,941	4,193	4,650	6,601	7,291	-	-	-	-
1 0 年 超	20,338	20,636	18,949	18,736	1,389	1,900	-	-	-	-
期 間 の 定 め の ない も の	9,820	4,870	381	389	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	79,757	82,383	35,850	36,580	17,547	19,515	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未決済為替貸等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 資料編P39に記載しております。

バーゼルⅢ定量情報

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	25年度	26年度	25年度	26年度	目的使用		その他		25年度	26年度	25年度	26年度
					25年度	26年度	25年度	26年度				
製造業	82	64	64	56	26	-	56	64	64	56	48	0
農業、林業	7	6	6	1	2	3	5	3	6	1	5	3
漁業	4	3	3	3	-	-	4	3	3	3	-	1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	44	36	36	33	6	0	38	36	36	33	12	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	19	62	62	73	-	8	19	54	62	73	17	42
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	133	104	104	86	30	16	103	88	104	86	30	16
物品賃貸業	11	14	14	14	-	-	11	14	14	14	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	36	35	35	-	2	38	34	-	35	-	2	64
飲食業	35	55	55	38	-	-	35	55	55	38	3	-
生活関連サービス業、娯楽業	6	5	5	5	-	-	6	5	5	5	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	5	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	7	7	7	10	0	0	7	7	7	10	1	6
合計	395	396	396	325	69	67	325	329	396	325	122	135

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	14,621	5,289	11,148
10 %	-	3,775	1,062	2,319
20 %	1,424	25,689	2,309	24,337
35 %	0	5,173	4,543	0
50 %	1,959	4,553	7,426	3
75 %	60	8,341	8,449	60
100 %	545	13,226	12,331	2,718
150 %	0	270	244	6
250 %	-	-	-	126
350 %	-	130	-	0
1,250 %	-	-	-	1
自己資本控除	-	-	-	-
合計	79,757		82,383	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,365	1,290	4,908	5,844	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	467	349	12	14	—	—
④ 中小企業等・個人向け	865	894	4,337	5,221	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	19	27	556	607	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	13	18	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	0	0	3	1	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫では該当する事項はございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
 オリジネーターに該当する証券化エクスポージャーは取扱っておりません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:千円)

	平成25年度		平成26年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2,388	—	2,315	—
投資信託	2,388	—	2,315	—

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 (再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成25年度		平成26年度		平成25年度		平成26年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	1,227	—	787	—	9	—	6	—
50%	142	—	—	—	2	—	—	—
100%	197	—	34	—	7	—	1	—
350%	353	—	414	—	49	—	58	—
1,250%	467	—	1,077	—	233	—	538	—
合 計	2,388	—	2,315	—	303	—	604	—

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	50	50	221	221
非 上 場 株 式 等	260	260	260	260
合 計	310	310	481	481

(注) 1) 投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等を含めております。

2) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

バーゼルⅢ定量情報

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償却	-	-

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価損益	-	31

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価損益	181	708

(7) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸出金	189	196	定期性預金	35	54
有価証券等	259	238	要求払預金	5	6
預け金	21	17	その他	-	-
コールローン等	-	-			
その他	-	-			
運用勘定合計	469	451	調達勘定合計	40	60

銀行勘定の金利リスク	429	391
アウトライヤー比率	8.65%	7.85%

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ラダー方式により、金利ショックを99%タイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク（391百万円）＝運用勘定の金利リスク量（451百万円）＋調達勘定の金利リスク量（-60百万円）
4. アウトライヤー比率（7.85%）＝銀行勘定の金利リスク（391百万円）÷自己資本額（5,137百万円）×100



①自己資本関係

用語	解説
コア資本	損失吸収力の高い普通株式および内部留保を中心しつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資金および一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が参入条件)等を加えたものをいいます。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券といいます。その国で発行されている有価証券の中では、一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
不動産取得等事業者	代表的な解釈としては、不動産の取得または運用を目的とした事業者をいいます。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流失や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の1つであり、下記の数式で算出します。 $\text{リスク・アセット} = 1 \text{ 年間の粗利益} \times 15\% \text{ の直近3年間の平均値} \div 8\%$
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額(信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスクアセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産をいいます。 この繰延税金資産は、会計上の費用(収益)と税法上の損金(益金)の認識時期の違いによる「一時差異」を、税効果会計によって調整することで生じます。

②信用リスク関係

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標をいいます。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
A L M	A L M (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理という意味で、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理手法をいいます。
適格格付機関	バーゼルⅡにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことをいいます。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫預金、国債等)、同保証(国・地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

③市場リスク関係

用語	解説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
派生商品取引	デリバティブ取引といい、有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。
オリジネーター	資産流動化の仕組みにおいて流動化の対象となる資産を保有している企業。債権や不動産などの資産を特定目的会社に譲渡するなどして資産を証券化することで資金調達を行う。
V a R	Value at Risk(バリュー・アット・リスク)のことをいい、将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去の一定期間毎のデータを基に、理論的に算出された値を指します。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額をいいます。

用語解説

④金利リスク関係

用語	解説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。 具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めることになっています。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことをいい、上下200ベース・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値をいいます。 例えば、99パーセンタイル値は99パーセント目の値となります。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って、当該金融資産の価値が変動するリスクをいいます。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本(Tier1とTier2の合計額)に対して、20%を超える経済価値の低下が生じる銀行(信用金庫)をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行います。
BPV	Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)のことをいい、金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。
GPS	Grid Point Sensitivity(グリッド・ポイント・センシティビティ)のことをいい、金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。
ストレステスト	例外的ですが、蓋然性のある事象(9.11テロ事件、ブラックマンデー等)が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法をいいます。

役職員の報酬体系について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	72

- (注) ① 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
② 上記の内訳は、「基本報酬」67百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
③ 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) ① 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
② 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
③ 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

信金中央金庫



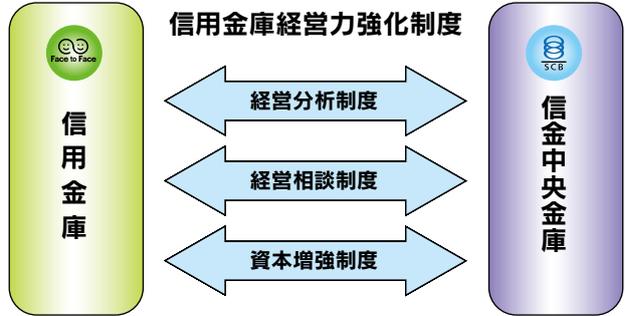
信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持ち、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

信用金庫の中央金融機関としての役割

- 信用金庫の業務機能の補完
 - 【信用金庫業界のネットワークを活用した業務】
 - ・信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、カタログによる販路拡大支援
 - 【信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート】
 - ・中小企業経営改善支援、地域活性化支援、海外業務支援
 - 【信用金庫の市場関連業務のサポート】
 - ・デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引、投信窓販業務の支援
 - 【信用金庫の決済業務のサポート】
 - ・資金決済業務、国債振替決済業務、一般債・短期社債振替決済業務
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上
 - ・信用金庫業界のセーフティネットの運営（信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度）



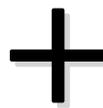
個別金融機関としての役割

- 総合的な金融サービスを提供する金融機関
 - ・預資金業務・為替業務、金融債の発行業務
 - ・公共債の引受け、私募債の取扱い
 - ・子会社を通じた、個人向け無担保ローンの保証、信託業務、証券業務、投資運用業務、投資業務、M&A 仲介業務
- わが国有数の機関投資家
 - ・33兆円にのぼる運用資産
- 地域社会に貢献する金融機関
 - ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出

**地域経済のパートナー
【信用金庫】**

- 預金残高
..... 131兆円
- 巨大なネットワーク
..... 全国267金庫、7,398店舗
- Face to Faceの事業展開
..... 役職員数11万1千人
- 多数の出資者
..... 927万人

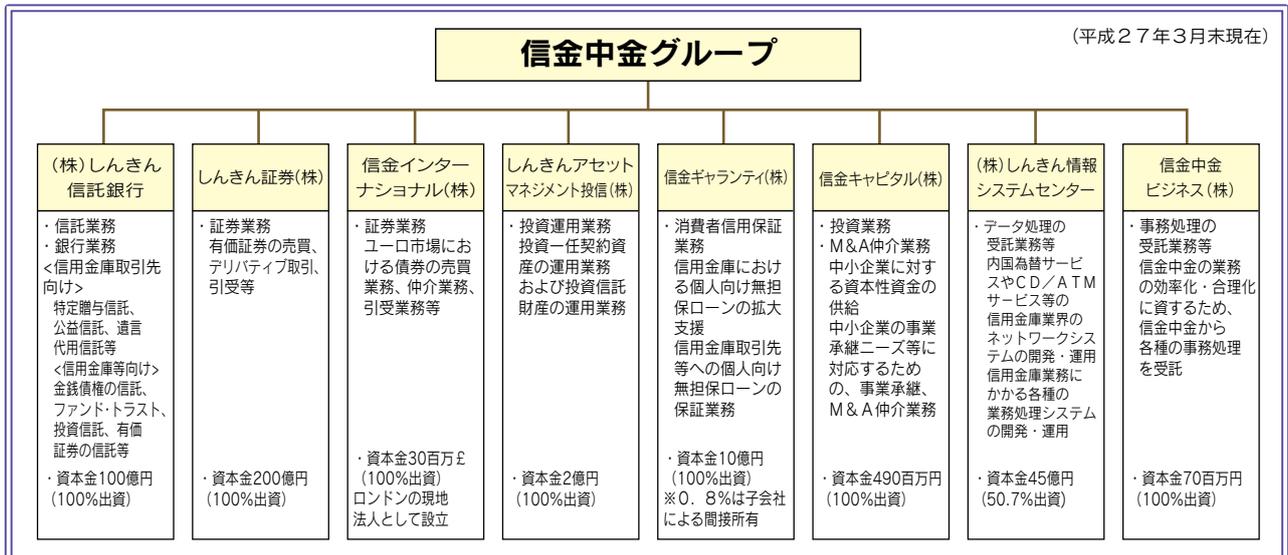
(上記計数は平成27年3月末現在)



**信用金庫のセントラルバンク
【信金中金】**

- 総資産
..... 33兆円
- 高い連結自己資本比率（国内基準）
..... 36.40%
- 低い不良債権比率
（＝リスク管理債権/貸出金）
..... 0.73%
- 外部格付
..... AA（格付機関JCR）

(上記計数は平成27年3月末現在)



用語解説

信金中央金庫



■店舗のご案内

■営業店自動機コーナー

地区	店舗名	住所	TEL	FAX	ATM		
					平日	土・日・祝	振込機能
日南地区	本店	日南市吾田東4-1-3	0987-23-1211	0987-23-1333	8:00~20:00	9:00~17:00	有
	目井津支店	日南市南郷町中村乙2536口ノ1	0987-64-1131	0987-64-1202	9:00~20:00	9:00~17:00	有
	駅前支店	日南市南郷町東町18-5	0987-64-1133	0987-64-1654	8:00~20:00	9:00~17:00	有
	油津支店	日南市園田2-1-25	0987-23-5315	0987-23-5316	8:00~20:00	9:00~17:00	有
	飫肥支店	日南市飫肥2-12-1	0987-25-1101	0987-25-1102	8:00~20:00	9:00~17:00	有
	大堂津支店	日南市大堂津3-5-18	0987-27-0149	0987-27-1337	9:00~20:00	9:00~17:00	有
	北郷支店	日南市北郷町郷之原乙1429	0987-55-2222	0987-55-2223	8:00~20:00	9:00~17:00	有
串間地区	串間支店	串間市大字西方6556	0987-72-0401	0987-72-1301	8:00~20:00	9:00~17:00	有
宮崎地区	木花支店	宮崎市大字熊野10152-4	0985-58-1155	0985-58-1124	9:00~20:00	9:00~17:00	有
	田野支店	宮崎市田野町甲2877-14	0985-86-2333	0985-86-2334	9:00~20:00	9:00~17:00	有

■店舗外自動機コーナー

日南地区	日南ショッピングセンター	日南市材木町1番	無	無	9:30~20:00	9:30~19:00	無
串間地区	北方自動機コーナー	串間市大字串間1460-4	無	無	9:00~20:00	9:00~17:00	有
	本城自動機コーナー	串間市大字本城6043-1	無	無	9:00~18:00	休止	有

◆当金庫へのお問い合わせについて

- 当金庫に対するご意見・ご要望がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご連絡下さい。
南郷信用金庫「お客様相談室」 TEL0987-21-1115 FAX0987-21-1118

[URL] <http://www.shinkin.co.jp/nanshin/> フリーダイヤル 0120-881-992

このディスクロージャー資料は、信用金庫法施行規則で定められた開示項目に基づいて作成していますが、信用金庫法施行規則で定められなかった項目についても掲載しております。信用金庫法施行規則で定められた各項目は以下のページに掲載しています。

1. 金庫の組織及び概況に関する事項

(1) 事業の組織	3
(2) 理事及び監事の氏名及び役職	3
(3) 事務所の名称及び所在地	51

2. 金庫の主要な事業の内容

27

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 平成26年度の営業の概況	11
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の概況	
① 経常収益	37
② 経常利益	37
③ 当期純利益	37
④ 出資総額及び出資総口数	37
⑤ 純資産額	37
⑥ 総資産額	37
⑦ 預金積金残高	37
⑧ 貸出金残高	37
⑨ 有価証券残高	37
⑩ 単体自己資本比率	37
⑪ 出資に対する配当金	37
⑫ 役職員数	37
(3) 直近の2事業年度における事業の概況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支	37
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	37
ウ. 総資金利鞘	37
エ. 総資産経常利益率	37
オ. 総資産当期純利益率	37
カ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	37
キ. 受取利息及び支払利息の増減	37
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金残高	38
ウ. 預金者別残高と構成比	38
③ 貸出金に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、及び割引手形の残高並びに平均残高	38
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	38
ウ. 使途別の貸出金残高	38
エ. 預貸率の期末値及び期中平均値	38
オ. 業種別の貸出金残高及び構成比	39
カ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	38
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券及びデリバティブ取引	41
イ. 有価証券の種類別平均残高	40
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	40
エ. 有価証券の時価情報	40
オ. 金銭の信託の時価情報	41
カ. 規則第15条の2第1項第5号に掲げる取引	41

〔該当ございません〕

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の体制	21
(2) 法令等遵守の態勢	23
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7
(4) 金融ADR制度への対応	25

5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分計算書	33~36
(2) 自己資本の充実の状況	43
(3) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出	20
② 延滞債権に該当する貸出	20
③ 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出	20
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出	20
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	40
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	39
(6) 貸出金償却の額	39
(7) 代表者による確認書	34
(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	34

6. バーゼルⅢに関する事項

定性的な開示事項	
1. 自己資本調達手段の概要	18
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
3. 信用リスクに関する事項	18
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	18
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	19
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	19
7. オペレーショナル・リスクに関する事項	19
8. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	19
9. 金利リスクに関する事項	19
定量的な開示事項	
1. 自己資本の構成に関する事項	42
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	43
(2) 信用リスクに関する事項	44
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	46
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	46
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	46
(6) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	46
(7) 金利リスクに関する事項	47

7. 役職員の報酬体系について

49



みんななかよし 親近 ハートフル なんしん

南郷信用金庫

〒887-0041

宮崎県日南市吾田東4丁目1番1号

フリーダイヤル 0120-881-992

ホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/nanshin/>



環境に配慮した大豆インキを使用しています。

